

## 目 次

### ◎会議録第1号（3月5日）議案説明

開 会	6
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	6
日程第2 教育長諸般の報告	10
開 議	13
日程第3 会議録署名議員の指名	13
日程第4 会期の決定	13
日程第5 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	13
日程第6 議案第 1号 松前町情報公開条例及び松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例	14
日程第7 議案第 2号 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	15
日程第8 議案第 3号 松前町総合計画条例	16
日程第9 議案第 4号 松前町総合計画審議会条例の一部を改正する条例	17
日程第10 議案第 5号 松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	18
日程第11 議案第 6号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	21
日程第12 議案第 7号 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	22
日程第13 議案第 8号 松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	23
日程第14 議案第 9号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	24
日程第15 議案第 10号 松前町重度心身障害者医療費助成条例等	

		の一部を改正する条例……………25
日程第16	議案第11号	松前町介護保険条例の一部を改正する条例……………27
日程第17	議案第12号	松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例……………28
日程第18	議案第13号	松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………29
日程第19	議案第14号	松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………29
日程第20	議案第15号	松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………30
日程第21	議案第16号	松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………31
日程第22	議案第17号	平成29年度松前町一般会計補正予算(第7号)……………32
日程第23	議案第18号	平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)……………33
日程第24	議案第19号	平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)……………33
日程第25	議案第20号	平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)……………33
日程第26	議案第21号	平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)……………33

日程第27	議案第22号	平成30年度松前町一般会計予算	35
日程第28	議案第23号	平成30年度松前町国民健康保険特別会計予算	35
日程第29	議案第24号	平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計予算	35
日程第30	議案第25号	平成30年度松前町介護保険特別会計予算	36
日程第31	議案第26号	平成30年度松前町公共下水道事業特別会計予算	36
日程第32	議案第27号	平成30年度松前町水道事業会計予算	36
散 会			44

◎会議録第2号（3月12日）一般質問

開 議			48
日程第1	会議録署名議員の指名		48
日程第2	一般質問		
	8番 藤岡 緑議員		48
	9番 加藤 博徳議員		60
	4番 影岡 俊範議員		71
	3番 金澤 浩議員		75
散 会			95

◎会議録第3号（3月23日）委員長報告

開 議			102
日程第1	会議録署名議員の指名		102
日程第2	議案第1号	松前町情報公開条例及び松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例	102
日程第3	議案第2号	松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	103
日程第4	議案第3号	松前町総合計画条例	104
日程第5	議案第4号	松前町総合計画審議会条例の一部を改正	

		する条例……………	105
日程第6	議案第7号	松前町特別職報酬等審議会条例の一部を 改正する条例……………	106
日程第7	議案第10号	松前町重度心身障害者医療費助成条例等 の一部を改正する条例……………	107
日程第8	議案第11号	松前町介護保険条例の一部を改正する条 例……………	108
日程第9	議案第12号	松前町指定居宅介護支援事業者の指定に 関し必要な事項並びに指定居宅介護支援 等の事業の人員及び運営に関する基準を 定める条例……………	109
日程第10	議案第13号	松前町指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例の一部を改正する条例……………	110
日程第11	議案第14号	松前町指定地域密着型介護予防サービ スの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例の一部を改正する 条例……………	110
日程第12	議案第15号	松前町指定介護予防支援事業者の指定に 関し必要な事項並びに指定介護予防支援 等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例……………	110
日程第13	議案第16号	松前町包括的支援事業の実施に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例……………	112
日程第14	議案第17号	平成29年度松前町一般会計補正予算 (第7号)……………	113
日程第15	議案第18号	平成29年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第4号)……………	113
日程第16	議案第19号	平成29年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第4号)……………	113

日程第17	議案第20号	平成29年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第5号)……………	113
日程第18	議案第21号	平成29年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第4号)……………	113
日程第19	議案第22号	平成30年度松前町一般会計予算……………	117
日程第20	議案第23号	平成30年度松前町国民健康保険特別会 計予算……………	118
日程第21	議案第24号	平成30年度松前町後期高齢者医療特別 会計予算……………	118
日程第22	議案第25号	平成30年度松前町介護保険特別会計予 算……………	118
日程第23	議案第26号	平成30年度松前町公共下水道事業特別 会計予算……………	118
日程第24	議案第27号	平成30年度松前町水道事業会計予算……………	118
日程第25	議案第28号	松前町教育委員会教育長の任命について……………	125
日程第26	議案第29号	松前町教育委員会委員の任命について……………	126
日程第27	議案第30号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	127
日程第28	議案第31号	平成29年度松前町一般会計補正予算 (第8号)……………	127
閉 議			129
町長挨拶			129
閉 会			130

3月5日（第1号）

平成30年松前町議会第1回定例会会議録

平成30年3月5日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	升田 年紀
教育長	本馬 毅
総務部長	久津那 良幸
保健福祉部長	大政 哲志
産業建設部長	徳居 芳之
教育委員会 事務局 長	大政 博文
総務課長	山本 有三
財政課長	合田 光隆
財政課技監	近藤 俊彦
税務課長	早瀬 晴美
国体推進課長	塩 梅 淳

福祉課長	西岡  きわ子
町民課長	重松  修平
保険課長	小池  良治
健康課長	和田  欣也
まちづくり 課長	松岡  謙三
産業課長	横山  眞史
上下水道課長	黒田  泰弘
会計課長	山田  運
学校教育課長	米澤  浩樹
社会教育課長	仲島  昌二

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	栗田  真吾
議会事務局 書記	楠田  匡志

平成30年松前町議会第1回定例会

議 事 日 程 表 No. 1

	平成30年3月5日(月)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
日程第2	教育長諸般の報告		
	開 議		
日程第3	会議録署名議員の指名		
日程第4	会期の決定		
日程第5	報告第 1号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	
上程	報告	質疑	
日程第6	議案第 1号	松前町情報公開条例及び松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第 2号	松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第8	議案第 3号	松前町総合計画条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第9	議案第 4号	松前町総合計画審議会条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第 5号	松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第11	議案第 6号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第12	議案第 7号	松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第13	議案第 8号	松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第14	議案第 9号	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営	

		に関する基準を定める条例の一部を改正する条例			
上程 日程第15	提案理由説明 議案第10号	質疑	討論	採決	
上程 日程第16	提案理由説明 議案第11号	質疑	委員会付託（文教厚生）		松前町介護保険条例の一部を改正する条例
上程 日程第17	提案理由説明 議案第12号	質疑	委員会付託（文教厚生）		松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
上程 日程第18	提案理由説明 議案第13号	質疑	委員会付託（文教厚生）		松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
上程 日程第19	提案理由説明 議案第14号	質疑	委員会付託（文教厚生）		松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
上程 日程第20	提案理由説明 議案第15号	質疑	委員会付託（文教厚生）		松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
上程 日程第21	提案理由説明 議案第16号	質疑	委員会付託（文教厚生）		松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
上程 日程第22	提案理由説明 議案第17号	質疑	委員会付託（文教厚生）		平成29年度松前町一般会計補正予算（第7号）
上程 日程第23	提案理由説明 議案第18号	質疑	委員会付託（予算決算）		平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
上程 日程第24	提案理由説明 議案第19号	質疑	委員会付託（予算決算）		平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第25	議案第20号	平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第26	議案第21号	平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第27	議案第22号	平成30年度松前町一般会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第28	議案第23号	平成30年度松前町国民健康保険特別会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第29	議案第24号	平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第30	議案第25号	平成30年度松前町介護保険特別会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第31	議案第26号	平成30年度松前町公共下水道事業特別会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第32	議案第27号	平成30年度松前町水道事業会計予算	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）

午前9時30分 開会

○議長（八束 正） ただいまから平成30年松前町議会第1回定例会を開会します。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（八束 正） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

今年は、度重なる寒波の襲来により、例年以上に寒さが身に染みる冬となりましたが、3月に入って、河川敷などに菜の花が黄色いじゅうたんとなって咲き誇り、ようやく本格的な春の訪れを感じる季節となりました。

本日、平成30年松前町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、ありがとうございました。

本議会におきましては、平成30年度当初予算案を始め、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、雪と氷の祭典、冬季オリンピックが韓国の平昌で先月9日に開幕し、冬季オリンピック史上最多となる92の国と地域から約2,900人余りが参加し、17日間にわたる熱戦が繰り広げられました。日本選手団も世界を舞台に堂々と戦い、獲得したメダル総数は、冬季オリンピックで最多となる13個というすばらしい成績をおさめました。中でも、足のけがを克服し、ソチオリンピックに続く2連覇を達成したフィギュアスケートの羽生結弦選手や、スピードスケートの女子で初めてとなる、金メダルを獲得し選手団主将も務めた小平奈緒選手の快挙は、いかなる重圧にも負けない強い精神力と積み重ねてきた努力のたまものであり、日本中が歓喜と感動に包まれました。また、スピードスケート女子500メートルに出場した郷亜里砂選手は、えひめ国体の強化選手として愛媛県に籍を移してからめきめきと力をつけ、オリンピック初出場ながら見事8位入賞を果たし、世界の強豪の中で全力を出し切った見事なレースであったと思います。平昌での日本選手団の勢いを2年後の東京オリンピックにつなげ、世界中が感動するすばらしい大会となりますよう、期待をしています。

それでは、平成30年第1回定例会の開会に当たり、上程をしております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

昨年12月22日、国土交通省松山河川国道事務所から講師を迎え、平成29年9月台風18号による重信川洪水の概要説明会を開催し、各地域から117人の皆様に参加をいただきました。重信川に隣接する私たちにとって、豪雨による重信川堤防への影響を把握すること

は、今後の重信川氾濫に対する災害対策を検討する上において非常に重要であり、また町民の皆様にとりましても、万が一の場合における速やかな避難行動等につなげることができま。説明会では、町民の皆様からも河床の高さや河川内の立ち木に関する意見等が出されるなど、有意義な会となりました。

今後は台風18号の際の災害対策を検証して課題の抽出を行い、重信川洪水の概要説明会で頂戴した御意見とこれまでに各自主防災会長や消防団等の皆様から頂戴した御意見を踏まえながら、それぞれの課題について対応策を検討し、速やかに対応できるものについては洪水の危険性のある出水期までに取り組み、更なる防災力の向上に努めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

来年度から、3歳児の集団健診にビジョンスクリーナーという目の検査機器を導入して、検査項目を充実します。四国の自治体で初めて導入するこの機器は、写真撮影をするようにこの機器を見詰めるだけで、約1秒で両眼の視力障がいを的確に発見し、精密検査の必要な子どもを眼科専門医につなげることができます。子どもの視力の発達は就学する頃までにほぼ完成するため、発達時期に近視や遠視、乱視などの視力障がいを発見し、治療が開始されることが重要とされており、この機器の導入により、乳幼児期の視覚障がい等の早期発見、早期治療につながるものと期待しています。

今後も、医師会の協力を得ながら、乳幼児の健康管理の向上を図り、安心して子育てのできるまちづくりを進めてまいります。

次に、国民健康保険について申し上げます。

これまで市町単位で運営していた国民健康保険は、来月から県が運営に加わり広域化されます。この制度改正は、医療保険制度の財政基盤の安定化を図るとともに、負担の公平化、医療費の適正化等を図り、将来にわたり持続可能な体制を構築するものです。

今回の制度改正につきましては、これまで広報紙や町のホームページでその概要についてお知らせしてまいりましたが、サービスの内容に変更はなく、国民健康保険の加入者である住民の皆様への影響もないので、混乱は生じないと考えています。今後も引き続き、住民の皆様身近な窓口として分かりやすい情報提供に努めるとともに、国民健康保険制度の安定した運営を行ってまいります。

次に、後期高齢者医療保険について申し上げます。

後期高齢者医療保険は保険料率が2年ごとに改定されるため、来年度から新たな保険料率となります。平成30年度と平成31年度の後期高齢者医療費は、被保険者数の増加や医療の高度化により、県全体の医療給付費が、2年間で200億円増の4,202億円、伸び率5%の増加が見込まれていることから、保険料の急激な上昇を抑制するため、愛媛県後期高齢者医療広域連合の剰余金32億9,000万円の活用と県が設置する財政安定化基金から6億6,800万円を取り崩した結果、これまでの保険料率と比較して、平均で941円、1.73%引き

上げられることになりました。

次に、介護保険について申し上げます。

介護保険は、3年間ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて保険料の見直しを行っています。平成30年度から平成32年度までの第7期事業計画期間中の介護給付費は、高齢化の進展や必要な介護施設の整備により、第6期事業計画期間に比べ5億円増の85億6,000万円、伸び率6%の増加が見込まれますが、介護保険事業運営基金2億900万円を取り崩すことで、保険料基準月額を現行のまま5,300円に据え置くことにしました。

なお、低所得者対策として、町が独自に実施している被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階ごとの保険料率の設定につきましては、これまでと同様に実施してまいります。

このほか、住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止に向けた各種事業に取り組み、高齢者支援の充実を進めてまいります。

次に、道路整備について申し上げます。

現在、整備を進めている町道西古泉筒井線のエミフルMASAKIのフィタ前交差点で、1月15日から四国で初めてとなる環状交差点ラウンドアバウトの運用が始まりました。運用の開始に当たり、この交差点の通行に町民の皆様が戸惑うことがないように、事前に広報紙やホームページで周知したほか、エミフルMASAKI店内にポスターを掲示いたしました。さらにマスコミ各社に対して報道発表を行い、テレビニュースや新聞で大きく取り上げられたことにより、町外にも広く発信することができました。現在のところ、大きな混乱もなく皆様に御利用いただいております。今月中にはこの交差点の中心となる中央島等の整備工事を終える予定であり、交差点の北側につながる町道西古泉筒井線の整備についても、引き続き取り組んでまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

町独自の農業施策に町内の若手農業者の意見を取り入れ、夢と希望の持てる農業を実現することを目的に、昨年度からスタートした松前町若手農業者検討会議を今年度も4回にわたって開催いたしました。今年度は、昨年度の会議において課題に挙げた松前町農産物のPRと生産力向上に向けた取組について、参加者の皆さんがグループに分かれて意見を出し合い、方策について検討を重ね、1月29日に成果発表会を開催しました。発表会では、松前町農産物のPRについては、松前町産であることが分かる統一デザインのシールを作成してこれを農産物に貼り付けて産直市等に出荷し、松前町産を積極的にアピールする取組をまずは会議に参加した生産者で実施し、その効果を検証するという御提案をいただきました。また、生産力向上に向けた取組については、町が農作業の人材バンクを設置することで、農繁期における人手不足を解消していくという御提案をいただきました。い

ずれの提案も町の農業の発展につながる貴重なものであり、早速来年度から実施してまいります。今後も若い農業者の皆さんの意見を積極的に取り入れ、松山市農協等と連携を図りながら、農業振興に取り組んでまいります。

次に、観光・交流機能の創出について申し上げます。

エミフルMASAKIを訪れる方々に、親水公園や麦畑、塩屋海岸など、町内の他の場所へ足を伸ばし、散策を楽しみながら松前町の良さを知っていただけるよう、来月下旬からレンタサイクルの導入を予定しています。

また、町のPRと憩いの場として癒やしの空間を創出するため、エミフルMASAKIの玄関口となる古泉駅南側の農地を花畑に整備いたします。町花のヒマワリや菜の花、コスモスなど、四季折々の花を植栽し、訪れた方が花を間近で楽しめるよう、花畑内に木製の通路を設置いたします。今後も町の魅力の創出とPRに努め、交流人口の増加を図り、地域振興を推進してまいります。

次に、生活環境の保全について申し上げます。

歩行者等の通行の安全の確保と地域の美観の維持を図るために制定した松前町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例が、来月から施行されます。町内の道路、公園、駐車場や駐輪場などの公共の場所に放置された自転車について、この条例の規定により、町が移動、保管、処理を行ってまいります。町のホームページや広報でお知らせし、運用開始に向けた準備を進めておりますので、町民の皆様におかれましては、日頃から適正な自転車等の管理について御協力いただきますようお願いいたします。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

町では、ホッケー公園を拠点に、ホッケー競技による魅力と活気のあるまちづくりを進めるため、その一環として2020東京オリンピック事前キャンプ地誘致に取り組んでいます。昨年12月には、愛媛県と連携してマレーシアオリンピック委員会副会長を本町にお招きし、ホッケー公園の視察をしていただきました。引き続き、ホッケー公園の施設整備について検討しながら誘致活動を行い、交流人口の拡大や地域の活性化につながるよう、ホッケーの聖地・松前を目指し、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

女性の感性や視点を町政に生かそうと開催している松前町まちづくり女性会議において、参加者の皆様からウォーキングやランニングコースの整備について提言をいただいたことから、先月、松前公園多目的広場周辺の遊歩道に衝撃吸収性の高い舗装材を用いたランニングコースを整備しました。あわせて、このコース沿いにバランス円盤や背伸ばしベンチなど、ストレッチやバランス感覚を養う運動などを気軽に行える健康遊具4点を新たに設置しましたので、ウォーキング前後のストレッチや筋力維持のトレーニングなどに是非御利用ください。今後もスポーツ環境の充実を図り、町民の皆様の健康増進とともにス

スポーツ活動の一層の活発化を促進してまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には報告案件1件、条例案件16件、予算案件11件、合わせて28件の議案を提出しております。

各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

○議長（八束 正） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第2 教育長諸般の報告

○議長（八束 正） 日程第2、教育長諸般の報告を行います。

本馬毅教育長。

○教育長（本馬 毅） それでは、諸般の報告をさせていただきます。

平成27年4月に議会の皆様に御同意をいただき、1期3年が終わろうとしています。この間、町長と連携した総合教育会議の開催や松前町教育大綱の主要施策の具現化に努めてまいりましたが、課題も残っています。今年度は、昨年開催された愛顔つなぐえひめ国体において、町内児童・生徒の心温まる一生懸命の応援は選手を勇気づけ、県内外の方からも称賛の声が届きました。松前の子どもの良さが再認識されたことに喜びを感じる年度でもありました。

さて、現在の教育委員会制度は合議制であり、教育委員には教育長の職務をチェックする機能や、教育に対する豊かな見識が求められています。そのため、本年度は、研修会、先進地視察、校長会や町PTA連合会との意見交換等に参加していただき、研修の充実を図りました。中学校部活動の休養日や学校閉鎖日の設定など、教職員の長時間労働改善の具体策を講ずることができたのも、研修の成果の一つと考えています。

それでは、平成29年度の主な取組について、学校教育から申し上げます。

平成29年度の町内の園児、児童・生徒数は、昨年度と比べ、幼稚園2園で20名減の157名、小学校3校で12名減の1,684名、中学校3校で29名減の807名であり、昨年度よりやや減少しています。

まず、学校運営については、各学校で目指すべき方向性をグランドデザインで定め、全教職員の共通理解の下、保護者や地域と連携した教育活動の充実を図っています。学力の定着と向上につきましては、各学校とも全校体制で授業改善に努めています。今年度も文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査において、愛媛県は都道府県別で小学校が4位、中学校が5位となり、町内小・中学校における平均正答率は、いずれも全国や県の平均と同じか上回っています。

次に、本年度初めて実施しました特色ある学校づくり推進事業については、各学校が独自に事業を企画、立案し、小学校では「地域の名人に学ぼう」や、中学校では「地域に学ぶ」など、創意ある教育活動を展開することができました。各校長からは大変好評で、今後も継続したいと思っています。

次に、県の研究指定事業については、岡田中学校で、家庭、地域、学校が一体となって愛ある愛媛の道徳教育推進事業に取り組みました。北伊予小学校では、愛媛県教育委員会人権・同和教育訪問が開催され、町内若手教員も参加した研修会といたしました。

学校給食については、学校給食地域食文化継承モデル事業の指定を受け、地域の特産物を積極的に使用した結果、平成29年度の地場産物活用率が県下で1位となりました。

特別支援教育については、松前町特別支援連携協議会を中心に、保健、福祉、医療、教育分野の連携強化と特別支援教育の推進に努めてまいりました。また、障害者差別解消法を踏まえながら、多様化する教育的ニーズに対応するため、松前町教育支援委員会で個々に応じた就学先や支援方法について協議し、支援の必要な児童・生徒に対し学校生活支援員を配置したり、基礎的環境整備を行ったりしました。

学校の施設整備では、北伊予小学校の会議室への空調の設置や給食室のシャッターの取替えなどの補修を行いました。松前小学校では、校舎廊下の床面や階段のステップの部分修繕を行いました。また、岡田中学校では、肢体不自由の生徒が車椅子で移動できるように階段昇降機を設置しました。

次に、社会教育について申し上げます。

まさきふれあい学園については、住民のニーズに合った、まさきカルチャークラブ13講座、生涯学習講座3講座、町民企画講座7講座を実施しました。その中の文化財めぐり講座町内コースでは、十数年ぶりに出作遺跡を文化センターに展示しました。

人権教育につきましては、啓発活動に力点を置き、明るい人権の町づくり大会や各分館での巡回学習講座を実施し、昨年より多い約700名の参加がありました。

社会体育については、町民のスポーツ活動振興に向け、スポーツ少年団交歓会やふれあい健康マラソン大会、体育協会との連携による各種スポーツ大会を開催しました。

ホッケー場の活用については、国体での少年ホッケー競技が開催されました。このほか、国際交流事業、ホッケー教室、四国中学生ホッケー交流大会・まさきCUP、国内社会人強豪チームを招いてのホッケーイベントを実施しました。

次に、平成30年度の主な取組について申し上げます。

まず、学校教育ですが、教育改革による教育内容の多様化、複雑化に対応するため、専門的な知識を有する教員OBを新たに学校教育指導員として配置する予定としています。

次に、幼稚園においては、長期休業の日数を年間11日短縮し、教育日数増加による教育の充実や子育て支援に努めます。

小学校においては、学習指導要領の改訂に伴う特別の教科、道徳や英語の教科化による実施が適切になされるよう支援します。

中学校においては、中学生が正しい職業観、勤労観を身に付けるための職場体験学習が、平成31年度から、えひめジョブチャレンジU-15事業として県内全中学校で5日間となるため、町内の一中学校で試行的に実施します。

国や愛媛県教育委員会の研究指定事業関係では、現在、申請中の文部科学省の委託事業、学校現場における業務改善加速事業を全小・中学校で実施する予定です。教職員の長時間労働是正に向け、諸課題を検討するための学校業務改善委員会を設置し、業務改善を図ります。

岡田小学校では、国土交通省、文部科学省、愛媛大学と連携して、防災・河川環境の教育の充実のための研究を進めるほか、岡田中学校では、本年度研究している道徳教育の研究を継続します。

学校生活における安全確保では、国からの通知に基づき、学校施設ごとに劣化状況の調査を行います。また、老朽化、耐震化への対応が必要となっている松前中学校については、改築のための実施設計を予定しています。北伊予小学校については、校舎の全体的な雨漏り対策を実施します。

I C T化については、小・中学校において、リースのネットワーク機器やE S ネット接続用ルータが老朽化しているため、機器の更新を行います。

給食センターについては、老朽化した業務用電子レンジを更新することにより、給食の一層の充実に努めます。

次に、社会教育ですが、生涯学習については、地域住民の方々が安全で安心な活動の拠点として西公民館を利用していただけるよう、8月完成をめどに耐震補強工事及び改修工事を実施します。さらに、次年度以降に北公民館の耐震補強及び改修工事を計画しております。また、前年度、文化財めぐりで展示し好評を得た出作遺跡の常設展示を検討します。

松前総合文化センターについては、ピンスポットライトの更新工事を中心に施設の維持管理を実施し、施設の環境整備に努めます。

人権教育については、一昨年12月に国が公布施行した部落差別解消の推進に関する法律を踏まえ、人権・同和教育の推進、充実に努めます。

社会体育については、スポーツによる活力あるまちづくりと子どもから高齢者までの健全育成、健康維持を推進するため、体育協会等と連携を図り、スポーツ活動の振興、スポーツ団体の育成に努めます。

ホッケーのまちづくりについては、新たにホッケースポーツ少年団の設立、大学ホッケー一部の合宿誘致活動などを行います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（八束 正） 教育長の諸般報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

5番稲田輝宏議員、6番城村トキ子議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

### 日程第4 会期の決定

○議長（八束 正） 日程第4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月26日の議会運営委員会で協議の結果、本日から3月23日までの19日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの19日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）（上程、報告、質疑）

○議長（八束 正） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第1号専決処分について報告いたします。

昨年10月19日に発生した情報漏えいによる損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、早瀬税務課長に説明をさせます。

○議長（八束 正） 早瀬税務課長。

○税務課長（早瀬晴美） 報告第1号について補足して説明をいたします。

議案3ページを御覧ください。

これは、町県民税の課税において扶養状況を確認する際、DV被害者の情報漏えいがある

った件に係る損害賠償の額を決定する専決処分です。

損害賠償の相手方は、元松前町在住者2名、金額は45万円です。この件につきましては、相手方に誠意を示しながら解決に当たり、専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提出者の報告を終わります。

報告第1号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

~~~~~

**日程第6 議案第1号 松前町情報公開条例及び松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（八束 正） 日程第6、議案第1号松前町情報公開条例及び松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案の理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第1号について提案理由を申し上げます。

情報公開請求を行うことができる者の範囲を拡大するとともに、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、久津那総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議案第1号について補足して説明いたします。

議案書の5ページ、参考資料は1ページをお願いいたします。

今回の一部改正では、松前町情報公開条例については、まず議案書の5ページの一番下から6ページになりますけれども、第5条におきまして、情報公開を請求できる者として、広い意味で町民の皆さんに制限をしておりましたが、改正後は誰でも公開を請求できるようにしています。そのことを受けまして、議案書の5ページに戻りますけれども、第1条、第3条の改正を行っております。

次に、議案書の6ページを御覧ください。

第6条では、公開請求の手続について規定していますが、第5条において、請求できる者の範囲を撤廃しますので、第2項を削除し、以下の項を繰り上げております。

また、議案書の7ページになりますが、第7条では、公文書の公開義務等について、松前町個人情報保護条例において個人情報の定義を明確化することに伴い、括弧書きの部分を追加するものです。

次に、議案書の7ページの一番下になりますが、松前町個人情報保護条例の一部改正でございます。

次、8ページを御覧いただいたらと思いますが、条例では第2条において用語の意義を定めていますが、第2項の個人情報の定義を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の定義と同様とすることとしています。また、第3項に個人識別符号を追加し、これも個人情報の保護に関する法律の定義と同様とし、以下の項を繰り下げています。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第2号 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第7、議案第2号松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第2号について提案理由を申し上げます。

税と保険料の滞納整理業務の一元化を図るため、特定個人情報の庁内連携を行う必要があることから、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第2号について補足して説明いたします。

参考資料3ページをお開きください。

今回の条例改正の内容は、現在、保険課、税務課、それぞれで行っている料と税の収納管理から滞納処分までの業務のうち、保険課で行っている介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理業務について、税務課へ移管し、催告、財産調査及び滞納処分を税務課管理収納係で取りまとめて実施することにより、業務の効率化を図るものです。この効率化を図るためには、個人情報と個人番号を含む、いわゆる特定個人情報の庁内連携が必要となります。

参考資料の5ページをお開きください。

5ページ、中段以降になりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第9条第2項では、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合、条例を定める必要があることから、所要の改正を行うものです。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第2号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第3号 松前町総合計画条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第8、議案第3号松前町総合計画条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第3号について提案理由を申し上げます。

総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。

内容につきましては、久津那総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお

願いいたします。

○議長（八束 正） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議案第3号について補足して説明いたします。

議案書11ページと参考資料の7ページをお開きください。

まず、参考資料の7ページを御覧ください。

制定の理由としまして、平成23年の地方自治法の改正により、市町村における基本構想策定の義務付けが削除されましたが、総合的かつ計画的な町政運営を図るためには、本町の目指す将来像及びその実現のための基本理念を示すものが必要であるため、その策定根拠及び策定に係る手続等を定めるものとして新たに制定するものでございます。

次に、議案書の11ページを御覧ください。

第1条では趣旨を定めております。第2条ではこの条例の用語の定義を定めております。第3条ではこの計画が町の最上位の計画である旨、定めています。第4条では総合計画審議会へ諮問することについて規定しております。第5条では計画の公表について規定しております。第6条では委任事項について定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第4号 松前町総合計画審議会条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第9、議案第4号松前町総合計画審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第4号について提案理由を申し上げます。

松前町総合計画審議会の運営の適正を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、久津那総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八束 正） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議案第4号について補足して説明いたします。

議案書13ページ、14ページになります。

今回の改正では、第3条で松前町総合計画審議会の委員について、現行30人以内で組織することとしています。これを15人以内に改正しております。それは、現在の総合計画策定時の状況や他市町の状況を考慮し、適正人数に改正するものです。

また、構成員の中に現在町議会議員が入っていますが、附属機関の構成員に議会の議員を加えることは違法ではないが適当ではないという国の見解が示されているため、削除いたします。その他、字句等を改正しております。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第4号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第5号 松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第10、議案第5号松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第5号について提案理由を申し上げます。

執行機関の附属機関を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、久津那総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八束 正） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議案第5号について補足して説明いたします。

議案書の15ページを御覧ください。

第2条で、附属機関の設置に関して、名称、担任する事項、構成員について定めていますが、別表としまして、町長部局に町誌編さんに係る審議及び意見の答申に関する事項を担当する松前町誌編さん審議会を定数10人とし、自殺対策計画の策定及び推進に係る調査、審議、及び意見の答申に関する事項を担当する松前町自殺対策推進委員会を定数15人として新たに設置し、16ページになりますが、教育委員会に、学校現場における業務改善に係る調査、審議及び意見の答申に関する事項を担当する松前町学校業務改善委員会を、定数6人で新たに設置するものです。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 議案第5号についてお尋ねをいたします。

当初、これは条例の一部を改正するという説明をいただいたんですが、どこが改正なんかというのをちょっとお知らせいただきたいのと同時に、これは去年の6月に秘守契約、内容を厳守するというのでこの条例ができとったと思うんですが、これに今回のこの項目を追加するという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（八束 正） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） そのとおりでございます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） それであれば、当初、議会運営委員会で説明があったのと内容が違うので、今先ほど教育長の御説明にありました、学校教育の中で、教員を専門的な知識を有するOBを新たな学校指導員として配置する予定と。それと、今年県からの関係で、学校現場における業務改善の加速事業を全小・中学校でやるということと関連しとんでしょうか、併せて。

○議長（八束 正） 大政事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） 今、加藤議員がおっしゃられました、教育長の挨拶でもありました教育指導員につきましては、次の条例に出てきますので、この条例には、附属機関の条例の今審議いただいておりますので、学校教育指導員につきましては次の条例の報酬の欄が出てきますので、この条例には直接関係しません。

それから、附属機関につきましては、全員協議会でも説明させていただきましたとおり、今、学校の先生の長時間労働が問題になっております。その長時間労働を解決するた

めにどういう方法があるのかということについて、いろんな知識を持っている方に委員会に参加していただいて、その削減策、改善策を図ろうというためにここに規定したものであります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 3本目ということではありますが。それからしますと、中身が非常に濃い問題と、非常に大切な問題であります。今、事務局長が説明いただきましたように、学校現場の先生方の長時間労働というのは、非常に今、世間でも問題になっております。そういった中で、この24万円お支払いする先生方の内容が、いつまでにどうするというふうなことを、やっぱり各委員会で付託していただいて審議するということが大切じゃなかったかなというふうに思うんですが、このようにその場で即決ということは、是非とも控えていただきたいということで。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） 先ほど申しましたように、附属機関と学校教育指導員は全く別のものでありまして、学校教育指導員につきましては、今年度新たに設置して、これからある程度の年数をずっと配置しときたいと。学校の先生等のいろんな指導等に関するものでございます。ですから、附属機関とはちょっと離して考えていただければというふうに思っております。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） この即決にするとか委員会付託にするということは、多分、理事者側と議運ですり合わせはしとると思うんですね。でも、この一定の説明が、議運が終わってからの全協になるもので、内容も分からずに、これは議運のことなんですけど、議運で決定するんですけど、やっぱりこの議運で決定する前に説明してほしいんですね。ほんなら、これ、全協でも結構議論されたんですけど、内容が分かって即決しとんかどうかわからんのやけど。ですから、議運と行政側のすり合わせがどんなことになっとなか、僕ら全然分からんんですけど、もうちょっとすり合わせしていただいて、内容も議運の委員さんか何かに言うていただいて、もう内容も分からずにこれ出してきてもろても、議運も、ほんなら軽微な一部の改正じゃということで、ほな本議会で即決にせえやぐらいな話なんやけど、それじゃあなかなか。松前町委員会制度なもので、やっぱりこんなもん委員会付託していただいて、23日に決まっても何の不都合もないと思うんですよ。何も今日やらないかん事情がないと思うんですけど。理事者側がどうしてこれ即決で出したんか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 議会の運営方法については、議会の問題だと承知しております。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） それはもう十分承知しておりますよ。ですから、議運がある前に一定の説明とかすり合わせをしてもろうとんかどうかというのを、私聞きたいんですわ。

○議長（八束 正） 早瀬議員。

○12番（早瀬武臣議員） これにつきましては、見ていただいたら分かりますように、あくまで設置機関を設置する、その条例の一部を改正するというのでございまして、その内容等につきましては、また予算等につきましては、詳細に予算等々の議案書に出ておりました、その予算決算常任委員会、この方で十分審議できる内容、また予算等でございますので、あくまでこれは設置機関を設置するという、そしてまた日当の手当てを決めるというこの条例だけでございますので、即決ということで私は議運でも決定しましたし、これで正当であろうと、このように思っております。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 今、議運の委員長ですか、答えていただいていたんですけど、正当とか不当とか言ようるわけじゃないんですよ。もうちょっとすり合わせをしていただいて。行政側も分かるとるけど、松前町、委員会主体なもので、委員会に付託したって全然あれがないもので、こういう案件上げてくるときは、一定の説明をすとかすり合わせしていただいて、いかんかったら委員会付託したって何の不都合もないんで、そういうふうにしていただいたらどうかなという御提案させてもらいよるだけで、不当とか正当とか、そんなことを言よんじゃないんですよ。もうこれ3回目なんで、これで終わりますわ。

○議長（八束 正） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なし。質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第5号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第6号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、  
質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第11、議案第6号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案の理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第6号について提案理由を申し上げます。

新たに設置する特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について定めるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、久津那総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（八束 正） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議案第6号について補足して説明いたします。

議案書の17ページをお開きください。

新たに設置する特別職の職員で非常勤のものに対して支払う報酬について規定しております。学校教育指導員、月額24万円、松前町誌編さん審議会、委員、日額7,400円、松前町自殺対策推進委員会、委員、日額7,400円、松前町学校業務改善委員会、委員、日額7,400円としています。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行することしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第6号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第7号 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（上

程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設）

○議長（八束 正） 日程第12、議案第7号松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第7号について提案理由を申し上げます。

松前町特別職報酬等審議会における審議の活性化を図ることを目的として、委員の定数を削減するものです。

内容につきましては、久津那総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八束 正） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議案第7号について補足して説明いたします。

議案書19ページを御覧ください。

松前町特別職報酬等審議会の委員については、現行10人で組織し、必要の都度、町長が委嘱することとしています。これを6人以内に改正しております。これは、他の市町の状況等を考慮し、会の開催に必要な有効かつ最小の範囲での委員数に削減することが適当であると考え、当町の現状に即した委員数に改めるものです。

その他、字句等を改正しております。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託されました。

~~~~~

日程第13 議案第8号 松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第13、議案第8号松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第8号について提案理由を申し上げます。

職員の職名について、社会的に広く使用されているものに変更し、職員の職務意識を高めるため、改正を行うものです。

内容につきましては、久津那総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八束 正） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議案第8号について補足して説明いたします。

議案書21ページを御覧ください。

別表第2の行政職給料表級別職務分類表の1級、2級で使用している係員の職名を、社会的に広く使用されている主事に変更するものです。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明は終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第8号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第14 議案第9号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第14、議案第9号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第9号について提案理由を申し上げます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第9号について補足して説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

まず、この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。今回、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法、これによりまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部が改正されたことに伴い、条例に引用されております法令の条項を改正するものです。この改正は根拠法令の改正に伴う形式な改正でありまして、規定の内容に変更はございません。

この条例につきましては、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第9号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第10号 松前町重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第15、議案第10号松前町重度心身障害者医療費助成条例等の一

部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第10号について提案理由を申し上げます。

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第10号について補足して説明いたします。

参考資料の9ページをお開きください。

提案理由で申し上げました、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正内容が、次の参考資料10ページになりますが、国民健康保険の住所地特例者が後期高齢者医療保険制度へ加入する際に、住所地特例の引継ぎが適用されなかったものを……。

あ、すいません。別な説明をしておりました。大変申し訳ございません。

参考資料10ページです。

参考資料の10の方で示しているように、国民健康保険の住所地特例者が、後期高齢者医療保険制度に加入する際に住所地特例者の引継ぎが適用されなかったものも引き継ぐことができるようになったこと。また、国民健康保険法の一部改正により、国民健康保険の保険者に都道府県が加わることに伴い、関係する条例の改正を行います。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に関する条例は、松前町重度心身障害者医療費助成条例、松前町ひとり親家庭医療費助成条例、松前町後期高齢者医療に関する条例であります。国民健康保険法の一部改正に関する条例は、松前町重度心身障害者医療費助成条例、松前町ひとり親家庭医療費助成条例、松前町子ども医療費助成条例であります。なお、改正にあわせて、「障害者」の表記等を変更しております。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上です。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第10号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

10時50分まで休憩をします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（八束 正） 再開をいたします。

~~~~~

日程第16 議案第11号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第16、議案第11号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第11号について提案理由を申し上げます。

第7期介護保険事業計画の策定に伴い、来年度からの介護保険料の保険料率を定めるとともに、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第11号について補足して説明をいたします。

参考資料の11ページをお開きください。

今回の主な条例改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令、介護保険料段階における所得金額が定められたことに伴い、条例に規定をしております基準所得金額を改正するものでございます。

具体的には、参考資料の12ページに記載をしておりますので、御覧いただければと思います。

第7期介護保険事業計画は、高齢者が自分らしく生き生きと暮らせる地域づくりを基本理念とし、各種施策、事業を定めております。この計画において、平成30年度から32年度までの3年間に要する介護保険事業に要する費用を推計し、この費用から算出される基準保険料額は月額5,956円となりますが、保有する介護保険事業運営基金の取崩しにより、現在の基準月額5,300円を据え置くことにしております。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

議案第11号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第17 議案第12号 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））**

○議長（八束 正） 日程第17、議案第12号松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案の理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第12号について提案理由を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正され、町が指定居宅介護支援事業者の指定等を行うことになるため、新たに制定するものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第12号について補足して説明いたします。

まず、提案理由の説明にありましたように、平成30年4月1日以降、これまで都道府県が有していた指定居宅介護支援事業所の指定等の権限が市町村に委譲されることにより、これに伴い、新たに条例を定めるものです。

参考資料の13ページをお開きください。

条例の制定に当たっては、介護保険法施行規則及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準で定められた基準のうち、その内容によって必ず適合しなければならない従うべき基準と、地域の実情により異なる内容を定めることができる参酌すべき基準

に区分されているため、それぞれの基準により定めております。

資料の14ページをお開きください。

表1にあります1が従うべき基準になっております。条例第3条、指定居宅介護支援事業者は介護保険法施行規則に従って定め、条例第5条以下につきましての従うべき基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に関する省令に従って定めております。

表の2にあります参酌すべき基準のうち、記録の整備及び保存について、基準省令では記録の保存年限が2年間となっているものを、松前町独自基準として、条例第32条で5年間と規定しています。5年間とした理由は、地方自治法上の金銭債権の消滅期間が5年とされており、事業所が誤った請求をした場合に対応を必要とすること、また今回の条例の類似条例であります、松前町指定介護予防支援事業所の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等においても、同様の理由で記録の保存年限を5年間としており、当該条例等との整合性を図っています。そのほかにつきましては、基準省令等と異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性が認められないことから、基準省令に基づき条例を定めております。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第12号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第18 議案第13号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

日程第19 議案第14号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

日程第20 議案第15号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第18、議案第13号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、日程第19、議案第14号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び日程第20、議案第15号松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第13号から議案第15号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により指定地域密着型サービス等の事業の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第13号から第15号について、一括して補足して説明を行います。

国においては、高齢者の技術支援と要介護状態の悪化の防止、医療、介護の連携や地域共生社会の実現に向けた取組の推進等、地域包括ケアシステムの進化推進のため、介護保険法の改正が行われました。この法改正により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正されたため、関係条例を改正するものです。改正が多岐にわたっておりますので、議案第13号については参考資料の17ページ、議案第14号につ

きましては参考資料の19ページ、議案第15号については参考資料の21ページに改正内容をそれぞれまとめておりますので、御参照いただければと思っております。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第13号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第13号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

議案第14号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第14号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

議案第15号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第15号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第21 議案第16号 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第21、議案第16号松前町包括的支援事業の実施に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案の理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第16号について提案理由を申し上げます。

介護保険法及び介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第16号について補足して説明をいたしま  
す。

まず、この条例の改正の概要ですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進  
するための関係法律の整備等に関する法律、第6条の規定による介護保険法の一部改正が  
行われました。これにより項ずれが生じたこと、及び介護保険法施行規則の一部改正によ  
り、地域包括支援センターに置かれる主任介護支援専門員について更新制度が導入される  
ことにより、定義を改正するものです。

議案書の99ページをお開きください。

第1条は、介護保険法の一部改正により項ずれが生じたことによる改正となります。

第4条は、主任介護支援専門員の定義を、従来は都道府県知事が行う主任介護支援専門  
員研修の修了として置くこととしておりましたが、更新制度導入により、主任介護支援専  
門員研修の修了日から起算して5年を経過するまでの間に更新研修を受けた者となりま  
す。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第16号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員  
会へ付託しました。

~~~~~

日程第22 議案第17号 平成29年度松前町一般会計補正予算（第7号）（上

程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第23 議案第18号 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第24 議案第19号 平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第25 議案第20号 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第26 議案第21号 平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（八束 正） 日程第22、議案第17号平成29年度松前町一般会計補正予算第7号、日程第23、議案第18号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号、日程第24、議案第19号平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号、日程第25、議案第20号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第26、議案第21号平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第17号から議案第21号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

平成29年度松前町一般会計補正予算第7号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億2,207万円を追加し、総額を105億3,231万円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について、参考資料により御説明いたします。

参考資料の27ページをお開きください。

安全・安心・快適な松前町をつくるため、愛媛県と県内全市町が共同して住民向け防災アプリを構築します。

健やかでやさしい松前町をつくるため、障がい児通所給付や地域生活支援の給付に係る経費の追加計上を行い、障がい者や障がい児が自立した日常生活を営むことができる地域社会の実現を図ります。

健康づくりを推進するため、予防接種に係る経費の追加計上を行い、公衆衛生の向上及

び増進に努めます。

社会保障の充実を図るため、ひとり親家庭への医療費助成に係る経費を追加するほか、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計に対して繰出金を支出します。

なお、3月補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が1,075万9,000円の減、一般財源が1億3,282万9,000円の増となっております。

補正予算の議案書29ページをお開きください。補正予算の議案書29ページです。

議案第18号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ3,696万2,000円を減額し、総額を39億5,087万9,000円とするものです。

補正予算の議案書43ページをお開きください。

議案第19号平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ470万9,000円を追加し、総額を4億4,678万6,000円とするものです。

補正予算の議案書55ページをお開きください。

議案第20号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ6,865万2,000円を追加し、総額を27億906万5,000円とし、既定の介護サービス事業勘定から歳入歳出それぞれ269万円を減額し、総額を1,372万4,000円とするものです。

補正予算の議案書81ページをお開きください。

議案第21号平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ3,053万9,000円を減額し、総額を6億2,388万7,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第17号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第17号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第18号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第18号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第19号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第19号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第20号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第20号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第21号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第21号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第27 議案第22号 平成30年度松前町一般会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第28 議案第23号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第29 議案第24号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上

程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第30 議案第25号 平成30年度松前町介護保険特別会計予算（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第31 議案第26号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計予算（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第32 議案第27号 平成30年度松前町水道事業会計予算（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（八束 正） 日程第27、議案第22号平成30年度松前町一般会計予算、日程第28、議案第23号平成30年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第29、議案第24号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第25号平成30年度松前町介護保険特別会計予算、日程第31、議案第26号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計予算及び日程第32、議案第27号平成30年度松前町水道事業会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第22号から議案第27号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

議案第22号から議案第26号までは、地方自治法第211条第1項の規定により、また議案第27号は、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

当初予算書の1ページをお開きください。

議案第22号平成30年度松前町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ100億1,398万2,000円と定めるものです。

参考資料の43ページをお開きください。

日本経済は、国の積極的な経済対策により景気は緩やかに回復しており、先行きについても、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があり、依然として不透明な状況が続くことが懸念されます。

このような状況の下、町といたしましては、住民の要請に応え、基礎自治体としての役割を適切に果たしていくため、既存事業の廃止を含めた徹底した行財政改革に取り組むとともに、財政体質の健全性の確保に留意しつつ地方分権を推進し、地方公共団体の創造性と自立性を高め、活力ある地方をつくるための施策の展開が可能となるように、財源の充実確保を図ってまいります。

今後の歳入の見通しにつきましては、地方消費税交付金などは景気の回復基調を受けて増額が見込まれていますが、町税において、固定資産税の償却資産の減額や家屋の評価替えの実施による減額が見込まれるほか、普通交付税についても減額となる見込みです。

また、歳出の見通しにつきましては、西公民館の耐震化や幹線町道の整備、認定こども園への施設整備の補助などとともに、特別会計への繰出金が財政を圧迫し、予算総額が増加する厳しい状況となっています。

こうした歳入の伸び悩みと歳出の増大に対応するため、平成30年度当初予算では、歳入については、財政調整基金から2億4,000万円の繰入れを行うほか、大規模地震災害対策基金や地域福祉基金からも繰入れを行うとともに、可能な限り地方債を充当することにより財源を確保し、予算編成を行いました。なお、補正予算以降の財源については、確保が厳しい状況が予想されます。

一方、歳出については、前年度に増して創意工夫による既存の経常的経費等の節減に努めるとともに、選択と集中により、限られた財源を真に必要な事業に重点配分したところ です。

このような厳しい状況ではありますが、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応し、第4次総合計画の将来像であります「水きらめき笑顔あふれるライフタウン・まさき」の実現を目指すため、また松前町を更に発展させ、誰もが松前町に住んでいることを誇りに思えるような成熟した誇れるライフタウンにするため、私が町長に就任した際にお約束をいたしました、5つのまちづくりの実現に向けた予算配分を行いました。

以下、主要事業につきまして、総合計画の基本施策と関連させながら説明いたします。

第1点目は、安全・安心・快適な松前町をつくるです。

まず、消防、防災の充実を図るため、J-ALERT受信装置の更新を行うとともに、小型トラックや災害時の備蓄品などを購入します。また、新たな情報伝達の手段として、防災行政無線の放送内容を携帯電話や町のホームページ等に同時に送信できるよう、操作卓を更新します。更には、防災力をより一層高めるため、小型ポンプや管鎗、活動服など、消防団の装備の充実強化を図るとともに、消防署に土のう置場を新たに設置し、出水期等、緊急に土のうが必要な場合に備えます。

次に、廃棄物処理の充実のため、一般廃棄物の収集運搬処理を適正に実施するとともに、指定ごみ袋の利用やごみの分別を一層徹底し、ごみの減量や資源の再利用を図ります。また、伊予地区清掃センター及び共立衛生組合塩美園に対して必要な費用を負担します。

次に、下水道の整備のため、公共下水道事業特別会計に対して繰出金を支出します。また、環境保全、公衆衛生の向上を図るため、下水道事業計画区域外の浄化槽の設置に対して補助を行います。

第2点目は、健やかでやさしい松前町をつくるです。

まず、地域福祉の充実のため、社会福祉協議会に対して運営補助を行い、連携して支え合い助け合う地域づくりを進めます。

次に、高齢者支援の充実のため、身体、精神、又は環境上の理由や経済的な理由により、自宅での生活が困難になった高齢者に対し、適切な施設への入所措置を実施するとともに、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合和楽園の運営に必要な費用を負担します。また、松前校区の老人憩いの家について、現在改修工事中の西公民館内に新たに設置するため、老朽化した既存の施設を解体します。

次に、障がい者支援の充実のため、障がい者や障がい児が社会の一員として安定した生活が送れるよう、自立支援給付などの事業を行うほか、重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進のため、医療費の一部を助成します。

次に、子育て支援の充実のため、第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施や、新たに認定こども園の施設整備に対する助成を行うほか、岡田小学校の放課後児童クラブを新たに整備するための設計を行います。また、義務教育期間中の医療費の完全無料化を継続して実施し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進します。

次に、健康づくりの推進のため、集団健診や妊婦、乳幼児健康診査を実施し、疾病の早期発見を図るほか、各種予防接種を実施することにより、疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上や医療費の抑制を図ります。

次に、社会保障の充実のため、介護保険特別会計や国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計に対して繰出金を支出し、特別会計の財政基盤の安定を図ります。

第3点目は、人と文化が輝く松前町をつくるです。

まず、学校教育の充実のため、専門的な知識を有する教員経験者を学校教育指導員として新たに配置し、複雑化する学校教育に対応します。また、文部科学省の委託を受けて、教員への研修の実施や事務システム化支援員の雇用、学校業務改善委員会の設置など、学校業務の改善に新たに取り組めます。そのほか、平成32年度までに学校施設ごとの長寿命化計画を策定するため、各学校施設の劣化状況の調査を行います。耐震化への対応が必要となっている松前中学校につきましては、改築のための実施設計を行います。

次に、生涯学習の推進では、西公民館を住民の方が安全・安心に利用できるよう、耐震補強工事と改修工事を行うほか、文化センターの老朽化に伴う改修を計画的に実施します。

次に、スポーツの振興では、ホッケーを通じたまちづくりを推進するため、新たにホッケー公園のパフレットを作成し、国内外に向けた誘致活動を行うとともに、中四国及び九州の中学生による交流大会や初心者から経験者まで参加いただけるホッケー教室を開催します。また、ホッケー公園の利用者の利便性を図るため、周辺道路に案内、誘導看板を新たに設置します。

次に、国際交流活動の推進のため、昨年引き続きオーストラリアからホッケーの強豪

チームを招へいし、高校生との交流試合を行い、ホッケーのまちづくりと併せて、将来を担う国際人の育成を目指します。

第4点目は、豊かでにぎわいのある松前町をつくるです。

まず、農業の振興のため、若手農業者検討会議で提案いただいた松前町産の農作物をPRするためのシールを作成し、これを商品に貼付して売上げの増加やPR効果などを検証します。また、農地と農業用水施設の管理や水路の補修などに対して支援を行います。

次に、商工業の振興のため、町内の事業者や関係団体と連携して松前町産業まつり、たわわ祭を開催し、町内外に対して地場製品のPRを行います。また、昨年度から実施している、はだか麦プロジェクトにおきましては、引き続き新たな商品開発などの支援を行い、はだか麦の高付加価値化を図り、新たな産業や雇用の創出を目指します。

次に、観光・交流機能の創出のため、町の伝統行事であるはんぎり競漕について、町内外に広くPRを行います。また、エミフルMASAKIを訪れた方に町内の各所にも訪れてもらうことを目的として、新たにレンタサイクル事業を実施し、地域経済への貢献や観光振興を図ります。そのほか、町のイメージアップと町民の憩いの場として、古泉駅南側の農地を花畑として整備します。

第5点目は、飛躍を支える松前町の基盤をつくるです。

まず、土地の有効利用を図るため、計画的に国土調査事業を実施し、地籍を明確にします。

次に、市街地の整備では、老朽放置建物について、災害時の倒壊による被害を防止するため、指定区域の老朽建物除却事業を進めます。

次に、住宅施策の推進では、木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や設計、耐震改修の費用の一部を助成します。また、町営住宅では、平松住宅の老朽化した排水管の取替工事を行い、居住環境の改善を図ります。

次に、道路・交通網の充実のため、JR伊予横田駅の駐輪場を利用者が安全・安心に利用できるよう、伊予市と共同で屋根と照明を整備するほか、鉄道施設の老朽化対策に係る経費の一部を助成し、公共交通の安全運行の確保と利便性の向上を図ります。また、今後発生が予想される災害時の避難路、緊急輸送路としての西古泉筒井線の整備を進めるほか、JR車両基地、貨物駅の整備に合わせた周辺道路の整備も進めます。

次に、情報化の推進のため、総合行政ネットワークの更新や住民基本台帳システムのリース期間満了に伴う更新を行います。また、町のホームページについて、より利用しやすいものとするため、リニューアルを行います。

第6点目は、みんなで力を出し合う松前町をつくるです。

まず、コミュニティの育成のため、各地域の集会所、公園などの整備に対して助成を行います。また、町内で今後空き家が増加することが見込まれることから、地域コミュニテ

ィの活性化を図るため、空き家の活用に対して新たに助成を行います。

次に、協働のまちづくりの推進のため、地域づくりのリーダーとなる人材の育成を目指し、町が指定する研修会に住民が参加する場合に、参加に係る費用を助成します。また、町に寄贈いただいた義農作兵衛に関する作品を展示するためのコーナーを庁舎ロビーに新たに設置し、作兵衛翁を顕彰します。

ふるさと納税では、寄附者の利便性を向上し寄附の増加を目指すため、新たにクレジットカード決済を導入します。

そのほか、町の魅力発信と地域の活性化を図るため、原動機付自転車の御当地ナンバープレートを新たに導入します。

次に、計画的な自治体経営の推進では、庁舎の駐車場不足の解消を図るため、旧保健センターを解体し、跡地を駐車場として整備します。

以上が平成30年度一般会計予算案の主要事業です。前年度と比較いたしますと、参考資料の51ページの表にありますように、3億188万3,000円、3.1%の増となっております。

次に、充当した財源ですが、一般財源としましては、その根幹をなす町税が42億8,745万7,000円、地方交付税が12億5,000万円のほか、地方譲与税、地方消費税交付金、基金繰入金及び寄附金などから16億8,787万円を計上しております。

一方、国県支出金、地方債等の特定財源につきましては、27億8,865万5,000円を充当することとしています。

このほか、厳しい財政状況の中においても、町の活性化や住民サービスの向上等に資することができるよう、職員の創意工夫と発想による、新たな予算を伴わないゼロ予算事業を実施します。ゼロ予算事業では、既存の人材や施設の利用、また情報発信・ネットワーク機能を活用して、様々な分野において積極的に取り組んでまいります。

当初予算書の85ページをお開きください。

議案第23号平成30年度松前町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ32億5,508万8,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、7億3,056万9,000円、18.3%の減となっております。

当初予算書の113ページをお開きください。

議案第24号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億5,333万9,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、1,729万4,000円、4.0%の増となっております。

当初予算書の129ページをお開きください。

議案第25号平成30年度松前町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定25億9,760万9,000円、介護サービス事業勘定879万1,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、保険事業勘定が4,699万円、1.8%の増、介護サービス事業勘定が

660万円、42.9%の減となっております。

当初予算書の163ページをお開きください。

議案第26号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ7億7,093万5,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、1億2,573万8,000円、19.5%の増となっております。

当初予算書の183ページをお開きください。

議案第27号平成30年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億4,644万5,000円、収益的支出4億5,879万円、資本的収入2億2,240万4,000円、資本的支出3億6,224万8,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入312万7,000円、0.7%の減、収益的支出1,496万9,000円、3.4%の増、資本的収入3,794万円、14.6%の減、資本的支出2,725万1,000円、7.0%の減となっております。

以上が、各会計の平成30年度当初予算の概要であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第22号について質疑を行います。

（7番村井慶太郎議員「暫時休憩。暫時休憩」の声あり）

認めません。

質疑。

（7番村井慶太郎議員「暫時休憩出たら休憩せないかんと思うよ。認めませんということはないですよ。議員から暫時休憩の声が上がったら休憩せなあかんようになっておきますよ、議長」の声あり）

暫時休憩にします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（八束 正） 再開いたします。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） いつ、認定こども園の認定になったんかというんと、これは国が認めたんか、県が認めたんかちゅうことをお聞きしたいんですけど。

○議長（八束 正） 西岡課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 認定こども園の認定は、今県に申請しているところですので、まだ認定の方はおりていませんし、認定の認可は愛媛県が行います。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） ほしたら、今回は申請はしとんで、予算がとりあえず決め

て、予算を通してもらおうちゅう話でこれ出とるもんですけど。ちょっと余談になるんですけど、全協ですか、議長がこれ2億円でできるんやというようなことを言うたんやけど、何の根拠があつて2億円でできるか何か。私ちょっと腹立たしいんで言わせてもらいますけど、町長初め行政側も一生懸命やりよんのに、3億2,000万円出てますよね、予算が。これが2億円でできるじゃのいうて、議長、軽々しく、議長ともあろう者が、どっかで情報聞いたんか、根拠があるんかどうか分かりませんよ。でも、この松前町が疑念や疑惑を持たれるようなことは、議長が軽々しく言わんようにしてほしいですわ。これ、行政と何か話があつたんですか。行政側と議長と何か話したんですか、この2億円という金額について。

○議長（八束 正） 私に質疑ですか。

○7番（村井慶太郎議員） いやいや、行政側にですよ。行政側に、議長と何らかの交渉か何かあつたんですか。

○議長（八束 正） 私、ちょっと答えさせてください。この予算書の概要がありますよね。私が2億円と言ったのは、この予算書の交付金、補助金、120ページあげてください。120ページの中に児童福祉総務費というのがあります。その中に認定こども園施設整備補助金というのが、まあ2億円というのはちょっと多かったですけど、1億8,000万円のこの補助金ということで、その2億円ぐらいということをお答えするのが経緯でございます。

（7番村井慶太郎議員「全然分からん」の声あり）

ほかに質問はありませんか。

（7番村井慶太郎議員「あります」の声あり）

3回目です。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 議長に聞きよんじゃない、行政側に議長とお話ししたような経緯はあるんですかちゅう話を、確認のために聞きよんですよ。議長に聞きよんじゃないですわ、行政側に聞きよんですが。そんな金額的なもんを議長に言うたことがあるんですかという話をお聞きしよんですが。

○議長（八束 正） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 一切ありません。

（7番村井慶太郎議員「そりゃよかった」の声あり）

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第22号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第23号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第23号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第24号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第24号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第25号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第25号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第26号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第26号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員

会へ付託しました。

議案第27号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第27号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 城 村 トキ子

3月12日（第2号）

平成30年松前町議会第1回定例会会議録

平成30年3月12日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 番 住 田 英 次  | 2 番 田 中 周 作    | 3 番 金 澤 浩    |
| 4 番 影 岡 俊 範  | 5 番 稲 田 輝 宏    | 6 番 城 村 トキ子  |
| 7 番 村 井 慶太郎  | 8 番 藤 岡 緑      | 9 番 加 藤 博 徳  |
| 10 番 八 束 正   | 11 番 岡 井 馨一郎   | 12 番 早 瀬 武 臣 |
| 13 番 三 好 勝 利 | 14 番 伊 賀 上 明 治 |              |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                |           |
|----------------|-----------|
| 町 長            | 岡 本 靖     |
| 副 町 長          | 升 田 年 紀   |
| 教 育 長          | 本 馬 毅     |
| 総 務 部 長        | 久 津 那 良 幸 |
| 保健福祉部長         | 大 政 哲 志   |
| 産業建設部長         | 徳 居 芳 之   |
| 教育委員会<br>事務局 長 | 大 政 博 文   |
| 総 務 課 長        | 山 本 有 三   |
| 財 政 課 長        | 合 田 光 隆   |
| 財 政 課 技 監      | 近 藤 俊 彦   |
| 税 務 課 長        | 早 瀬 晴 美   |
| 国体推進課長         | 塩 梅 淳     |

|             |         |
|-------------|---------|
| 福祉課長        | 西岡  きわ子 |
| 町民課長        | 重松  修平  |
| 保険課長        | 小池  良治  |
| 健康課長        | 和田  欣也  |
| まちづくり<br>課長 | 松岡  謙三  |
| 産業課長        | 横山  眞史  |
| 上下水道課長      | 黒田  泰弘  |
| 会計課長        | 山田  運   |
| 学校教育課長      | 米澤  浩樹  |
| 社会教育課長      | 仲島  昌二  |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |        |
|-------------|--------|
| 議会事務局長      | 栗田  真吾 |
| 議会事務局<br>書記 | 楠田  匡志 |

平成30年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.2

|      |               |         |    |
|------|---------------|---------|----|
|      | 平成30年3月12日(月) | 午前9時30分 | 開議 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名    |         |    |
| 日程第2 | 一般質問(提出順位)    |         |    |

午前9時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

7 番村井慶太郎議員、8 番藤岡緑議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（八束 正） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いします。

8 番藤岡緑議員。

○8 番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました、8 番藤岡緑です。質問形式が件名ごとになっておりますので、通告書の中の件名ごとにお聞きして、更に中身が分かれている場合は、それについて順番に回答いただき、また再度、時によっては質問する場合がありますので、そのときは一問一答の形式でお願いしたいと思います。

それでは、公約のまちづくりということで、1つ目ということで、全体的に誇れるライフタウンづくりに全力を尽くし、松前町第4次総合計画を実施するための5つのまちづくりの進捗状況についてお尋ねします。

町長に就任されて丸2年が過ぎ、任期4年間を、1年目は前町長からの引継ぎ継続の年、それからは御自分流のホップ、ステップ、ジャンプの年と位置付けられ、これからの新年度は正にステップの年となるわけで、5つのまちづくりの目標に向けてまい進していただき、しっかりとした実現性、目に見える形、実感を町民は望んでいると思います。そこで、それぞれの公約について評価し、新年度に向けての考えを項目ごとに一つ一つお聞きしていきたいと思っておりますので、お答えください。

1つ目、安心・安全なまちづくりについてお尋ねします。

去年の台風18号で、70年ぶりに重信川が氾濫の危機に陥りました。浸水対策、避難誘導の準備、タイミング等、風水害に対する防災上の多くの問題や課題が浮き彫りになり、早急に対応すべきことや長・中期的な計画の見直しなども必要になってきたのではないかと思います。これまでは、自主防災組織の支援や防災士の育成、消防団詰所の整備など、防災全体にかかわるソフト、ハード両面におけるベーシックな基盤づくりに傾注されてき

たと思われませんが、これからは、予想不能な地震対策も大切ですが、ある程度、規模や進路の予測がつく台風やゲリラ豪雨の風水害対策にもシフトした対策が急がれるのではないのでしょうか。住民の命や財産を守る自治体の使命として、特に新年度の新たな取組や強化すべき点など、町の考えをお聞かせください。まず1つ目です。

○議長（八束 正） 5番まで公約の分で、先ほど1、2、3、4、5まで。

○8番（藤岡 緑議員） 失礼しました。それでは、次の項目です。

次に、安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりについてお尋ねします。

近隣自治体と比べても引けをとらない充実した子育て支援こそが、これから子育てをしていこうとする若い世代の、特にお母さん方の定住の選択肢として大事な要素となってきました。子どもの医療費助成の拡充はもちろん、子育てしながら働き続けることができる環境づくりが、重要なポイントになってきます。保育所や放課後児童クラブの充実は必携の課題で、それぞれの校区で厳しい財源の中、工夫とアイデアで更なる方策を考えていかなければなりません。新年度のステップはどのような事業や施策に重点を置くのでしょうか。町の考えを具体的にお聞かせください。

次に、にぎわいと活力のあるまちづくりについてお尋ねします。

地場産業の推進や農業振興にも力を注がれていると思いますが、国の地方創生資金を使ったはだか麦プロジェクトの効果は、着実に広がりを見せているのでしょうか。評価できる点、今後の課題についてはいかがでしょうか。

また、全国的に中小企業の後継者不足による黒字倒産という税収面から見ても、残念な現実があります。町内企業の活性化や支援のために自治体としてどう対応していくのか、新年度に向けてつながる事業や施策はあるのでしょうか。ステップの年度にふさわしいものを期待しますが、町の考えをお聞かせください。

次に、みんなで支え合うまちづくりについてお尋ねします。

町政懇談会で町内全地区を回られ、町民の要望や陳情を受け止め、いろいろな施策や事業に生かされていると思いますが、新年度予算にもそれらが反映されているのでしょうか。まさきーいいとこ見つけ隊の活動、はんざりグループのボランティアガイド養成活動、松前やその周辺などのふるさと歴史研究や散策をする史談会の活動など、住民の松前町観光事業への思いが醸成していくプロセスに、より具体的な支援が繋がっているのでしょうか。新年度に向けたステップの年として、町の考えをお聞かせください。

最後に、5つ目の快適で文化的でおしゃれなまちづくりについてお尋ねします。

まちづくり女性会議で出された意見や要望が、いろいろな形で町の景観のおしゃれ度を増す事業へとつながっているようです。郷土資料館や博物館的なものが当町にはなく、多くの歴史的、民族学的資料や実際の民具なども点在し、それらの維持管理に関しても懸念されます。また、出作遺跡の発掘などもあって、ますますその保管場所や展示について

も、そういったものが必要とされてきているのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。今後、義農公園整備や旧松前保育所跡地利用について、何かお考えがあるのでしょうか。今後の町の方向性をお聞きします。

以上、5つの公約について質問をいたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

公約のまちづくりの進展はということで、私の公約であります5つのまちづくりについて、その評価と新年度の取組についてお尋ねがありました。お話のとおり、私は任期4年を三段跳びになぞらえまして、3年目はステップの年というふうに考えているところであります。ステップというのは、歩むということでありますので、3年目はこれまでに取り組んできた、あるいは取組を始めようとしている施策をしっかりと着実に前に進め、確かなものにするという、そういう年にしたいと考えているところでございます。

まず、安心・安全なまちづくりについてお答えをいたします。

昨年の台風18号に対する対応につきましては、災害対策本部の体制、被災状況把握の手段、避難勧告等の判断基準、避難所開設・受入れの手順、高齢者等の避難、防災行政無線等による情報発信等々、全ての面で様々な課題が浮き彫りになり、その把握のため、これまでに自主防災会長や消防団等の皆様から御意見をいただいたほか、重信川洪水の概要説明会で町民の皆様からも御意見を頂戴いたしました。頂戴いたしました意見を整理し、先月13日に、庁内横断的な体制による松前町防災対策プロジェクトチーム会議を開催したところでございます。会議では、災害対策本部の設置、運営について、町民への情報提供について、避難勧告発令のタイミング、避難対象地区及び開設避難所等について、避難所の開設及び運営等について、災害現場対応について、この5つの分野で課題を抽出し、それぞれの課題について改善策を検討していくこととしてございます。

平成30年度の新たな取組といたしましては、頂戴した意見の中で、特に防災行政無線が聞こえなかったとの意見が多かったことから、防災行政無線の放送内容を、スマートフォン、携帯電話、ホームページ及びフェイスブックに同時に送信できるよう、防災行政無線の操作卓を更新し、防災情報の伝達手段の拡充を図ります。

なお、防災行政無線が聞こえないときには放送内容をテレホンサービスで確認することができますが、12月定例会での御提案を受けて、その電話番号がすぐ確認できるよう、電話番号をシール印刷して、2月末に各戸に配布をしたところでございます。

また、平常時には約1,000袋の土のうを整備していますけれども、野ざらし状態で保管しているため傷みが激しく、台風18号のときには300袋程度しか使用に耐えなかったことから、急きょ700袋を追加してつくり、当日更に1,000袋をつくって対応いたしました。こ

のため、土のう置場となる倉庫を新たに設置し、平常時から約2,500袋の土のうをストックして、災害時、短時間に土のう要請が集中しても速やかに対応できるよう改善を図ります。

このほか強化すべき点として、各自主防災会に対し、災害時における気象予警報や河川水位状況のほか、道路冠水状況や避難等に関する緊急的な情報を各自主防災会長にメールで配信して提供することで各自主防災会と状況の共有化を図り、連携のとれた対応を目指します。また、現在、まちづくり課が行っている浸水対策計画の策定状況を踏まえ、効果的で実現可能な防災対策を整えてまいりたいと考えております。

今後も引き続き、関係各課連携の下、検討を重ねながら防災対策の着実な実施を図り、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

次に、安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりにつきましては、保護者の働き方や家庭形態、地域のつながりなど、子育て環境が大きく変化している中、松前町で安心して子育てができると実感してもらうためには、多様化する住民のニーズに対応していくことと、国等の施策を考慮して、子どもの成長に応じた切れ目のない子育て支援施策が必要であり、松前町子ども・子育て支援事業計画に基づきながら、子育て支援サービスの充実に向けて、改善及び整備を進めていくことが大切だと考えています。このため、これまでは中学校卒業までの医療費の無料化や北伊予小学校放課後児童クラブの整備、松前ひまわり保育所の建設、病児・病後児保育事業のサービスの拡大、紙おむつを支給する愛顔の子育て応援事業などを実施してきたところでございます。新年度は、多様な子育て支援サービスの充実に重点を置きまして施策を推進してまいります。

1つは、地域子育て支援センターについて、土曜日の開所時間を平成30年4月から午前9時から午後5時までとし、午後も開所します。これは、夏休みに土曜日の午後の開所を試行的に実施したところ、平日利用できない親子や父親の参加が増えたこと、年間を通じて土曜日の午後の開所をしてほしいとの要望が数多く寄せられていることから、本格的に実施するものであります。

次に、北伊予小学校放課後児童クラブに続きまして、岡田小学校放課後児童クラブの整備に着手します。これまで建設場所について議論してまいりましたが、子ども・子育て会議において、岡田小学校の敷地内に建設してほしいとの要望があり、教育委員会を通じ学校関係者に確認した結果、建設が可能であるとの回答を得ましたので、建設地を岡田小学校敷地内に固め、当初予算に新築工事の設計委託料を計上しています。

続いて、にぎわいと活力のあるまちづくりについてですけれども、松前町のはだか麦は、生産量31年連続日本一の愛媛県の中にあって、西条市に次いで愛媛県第2位の生産量となっておりまして、はだか麦は松前町の地域資源とも言うべき存在です。そのため、はだか麦をもっとたくさんの人に知ってもらいたいという思いから、平成27年度に地方創生

加速化交付金の採択を受け、芽吹きと実りのはだか麦プロジェクトをスタートいたしました。平成28年度には、はだか麦を使ったおやつを提供するお店が4店舗でき、認定店といたしました。また、はだか麦のおやつ、はだかむぎゅの3品を開発し、ホームページにレシピを掲載するなど、普及に努めているところでございます。今年度は、より多くの方々にはだか麦を味わっていただくため、おやつに加え新たに料理を提供する2店舗を認定しています。また、国体やたわわ祭で行ったはだかむぎゅのテスト販売では、用意した商品が完売するなど、はだかむぎゅは大好評でした。このはだかむぎゅについては、県外からの問合せなどもあり、商品開発の成果が現れています。これまでの取組を通じ、松前産のはだか麦の知名度はかなり向上したものと評価しています。今後は松前町産はだか麦粉の安定供給や、開発したはだかむぎゅの商品化を目指し、引き続きこのプロジェクトを推進してまいりたいと考えています。

次に、町内企業の活性化につきましては、現在、松前町商工会への補助を通じて支援をしているところです。それに加えて、町内企業へ新たな施策を講ずるため、農業について平成28年度から実施してきた若手農業者検討会議と同じように、平成30年度から町内若手商工業者を対象に意見、要望を聴く機会を設け、松前町独自の商工業振興施策を検討していきたいと考えています。

なお、レーモンド松屋氏に制作を依頼いたしました松前町のイメージソングにつきましては、このほど完成をいたしまして、先日、レーモンド松屋氏が役場にCDを持参していただきました。軽快なサウンドに松前の地名がちりばめられた、おしゃれな曲に仕上がっています。4月21日にこの曲のお披露目のイベントを開催することとしております。この曲を活用して松前の魅力を広く発信し、松前のにぎわいと活力を更に高めていきたいと考えています。

次に、みんなで支え合うまちづくりについてお答えいたします。

町政懇談会は、町民の皆様との対話を通して、町民の皆様にな納得をいただける町政を進めるため開催しているものでございます。各地域の役員の皆様の御協力をいただきながら、一昨年の3月から現在までに23の地域で2回ずつ開催し、これから進めていこうとする町政方針を説明するとともに、地域の皆様の町政に対する要望や御意見を聴かせていただきました。町政懇談会でいただいた要望や意見のうち、特に御指摘の多かった意見や早急な対応が必要と判断した次の6つの事業については、平成30年度当初予算に反映しています。

まず、町内ほとんどの地域において、防災行政無線が聞こえにくいという御意見を頂戴いたしましたことから、先ほどお話しいたしましたとおり、防災行政無線の放送内容を携帯電話やホームページ、フェイスブックに同時に送信できるよう改修を行い、併せて災害時における避難勧告や避難所開設等の様々な情報をスマートフォンへも送信できるよう、

防災行政無線の操作卓の更新費を当初予算に計上して、防災情報の伝達手段の拡充を図ってまいります。

また、防災対策といたしまして、昨年9月の台風18号において、一部の土のう要請に対応できない事態となったことから、土のう置場設置工事費を計上し、平常から土のうをストックして、災害時、短時間に土のう要請が集中しても対応できるよう改善を図ります。

次に、複数の地域から庁舎前駐車場不足の改善について要望があったことから、旧保健センターを解体し、その跡地に23台分の駐車場を整備する工事費を計上し、駐車場不足の解消を図ります。このほか、岡田校区放課後児童クラブ新設の要望を受け、岡田小学校敷地内に新設するための設計費を計上して、子育て支援を充実します。また、役場前駐車場に設置している武智雅一氏の銅像の適正な維持管理についての意見を受け、銅像のリフレッシュ工事費を計上し、老朽化した銅像の改修と案内表示板の設置を行い、町の偉人の顕彰に努めます。さらに、ふるさと納税の今後の展開についての意見を受け、ふるさと納税がしやすい環境を整備するため、クレジットカード決済を導入するための費用を計上して、ふるさと納税の増額を図ります。今後も、町民の皆様に納得をいただける町政を進めるため、町政懇談会を継続してまいりたいと考えてございます。

次に、まさきーいいとこ見つけ隊と観光ボランティアガイドグループはんぎりは、松前町の魅力を紹介するまさきいいとこマップを連携して製作するなど、住民主体で松前町の観光事業に取り組んでいます。町といたしましては、こうした住民主体の地域づくり活動を大変心強く思っているところであり、まさきいいとこマップを有効に利活用しつつ、町の観光事業の発展を推進するため、来月下旬からレンタサイクル事業を導入いたします。このレンタサイクル事業は、エミフルMASAKIを訪れた方々に自転車で町内を周遊していただき、散策を楽しみながら松前町の良さを知っていただき、観光客の動線の延長と滞在時間の延長を促し、地域経済への貢献や地域振興を図ることを目的としています。また、レンタルできる自転車は、一般車やクロスバイク、タンデム自転車等、5種類の自転車を用意しており、利用者のニーズに合った利用が可能です。そして、利用者にはまさきいいとこマップを配布し、マップを使って史跡や親水公園、麦畑、塩屋海岸、はだか麦の認定店を巡っていただき、松前町の歴史、景色、グルメを満喫していただきたいと考えています。今後も住民の皆さんと協力をして新たな観光資源の開発を行うとともに、町の観光事業を盛り上げていきたいと考えています。

最後に、快適で文化的でおしゃれなまちづくりについてお答えします。

まず、おしゃれなまちづくりの推進につきましては、松前町の特性を生かした良好な景観の保全と創造を図るため、昨年度からおしゃれなまさき推進事業を実施しています。昨年度は、義農橋へのデザイン性のある鋼製高欄の採用や麦をデザインしたパネルの設置、北伊予小学校の放課後児童クラブの南側の歩道にインターロッキングブロックの敷設など

を行い、今年度は松前ひまわり保育所のフェンスの基礎に花をイメージしたタイルを貼るなど、これまでに5つの事業を実施いたしました。今後も引き続き、町内随所におしゃれなポイントを創出し、若い世代に住んでみたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めてまいります。

次に、歴史的資料としては、出作遺跡の出土品や寄附のあった民具や農具があり、教育委員会で管理していることは承知しております。これらを展示するような郷土資料館、博物館的なものの整備につきましては、整備するかどうか、整備をする場合には、観光施設という視点で整備するか、歴史的資料を後世に残すという視点で整備するか、また展示物の内容、費用対効果、場所等を含め、今後、専門家や町民の皆様の意見を聴きながら、検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、義農公園整備と旧松前保育所跡地利用についてお答えします。

旧松前保育所につきましては、現在、西公民館が耐震改修工事を行っているため、その代替施設として利用しているところです。その後の跡地利用や義農公園の整備については、現在のところ具体的な計画はありませんが、今後、プールの跡地と併せて一体的な利用について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 5つの公約について、それぞれお答えいただきましたのですが、中にちょっとここを聞いておきたいなというところがございます、それについてちょっと質問させていただきたいと思います。

町長になられてから随分といろいろなことで、子育て支援にも相当力入れていただいて、いろんな施策を動かしていただいていると思うんですが、校区間のことの差異について余り語ってもいけないのかもしれないんですけど、やっぱり平均的にそれぞれがそれぞれの校区でいろいろな子育て支援という形で、それともう一つの視点として、特に働くお母さんたちのいい環境づくりという両面から考えた場合に、それぞれいろんな校区でいろんな形のものでできていると思うんですが、そこで私がちょっと見ている中では、松前校区においては松前・宗意原統合保育所の整備とか、北伊予地区においては放課後児童クラブの整備が済んで、また今後、青葉や二名保育所の方向性もある程度見えてきたかなという中で、岡田校区は、放課後児童クラブが岡田小学校敷地内整備の方向性というものがはっきりと、予算づけなどもあって、見えてきたんですけども、当初、岡田児童クラブの跡地になるかなと言った岡田保育園の移転後の跡地整備という方向性はちょっとなくなるわけですね。そのことと、白鶴保育所も耐震性がないということで、子どもたちの安心・安全の保育という点からも、このあたりをどういうふうに精査していくのかなという部分で、そういう点からも余り猶予はないのかなという気もいたしております。また、最近な

んですが、岡田保育園は御承知のとおり駐車場が確保されておりませんので、近年特に保護者の車での送迎について、時間帯が岡田小・中学校の登校時と重なって、非常に危険な状況が続いているという中で、周辺住民からのいろいろ苦情なども出てるようなんですが、質の良い保育と、子どもたちの安心・安全の確保のために、一定の方向性を出していただきたい時期に来ているのかなというふうにも思うのです。この点について、もしお考えがあればお聞きしたいなと思っております。

(町長岡本 靖「通告外ですよ」の声あり)

○議長(八束 正) 藤岡緑議員。

○8番(藤岡 緑議員) 通告外というふうに町長がおっしゃるんでしたら、それじゃあまた違う機会にお聞きしたいと思いますが、少しは言っていただけかなと思ったんですけど、残念でございます。

それでは、にぎわいと活力のあるまちづくりで、これもいろいろな面でいろんな施策をいただいているということであるわけですがけれども、ちょっと一つお聞きした中で、農業だけじゃなくて商業についても、商工会の若手の方々と話をし、どういうふうに振興させていこうかというようなことも、これからやっていく中に入っているということを知っていて、非常に心強いなというふうに思っていたんですが、御承知のとおり、中小企業の後継者不足という問題が国会の方でもよく問題になっていると思うんですが、町内企業も、今回は29年度のみなし決算によれば、税収面で、企業割りっていうんですか、法人税の分で8,000万円からの実績が上がっていたようですが、私は順調な、あるいは頑張ってお出ししてくれた数字なのかなとも思うんですが、この元気な企業の支援として、こういった相談とかそういったものがあつたときに、自治体として何ができるのか、あるいは経営者の高齢化とか、せっかくの技術やノウハウを承継できないってことで衰退させてしまうというようなことになったら残念なことですし、間接的ににぎわいと活力のあるまちづくりにつながるために何か自治体として考えていること、そういったことがあるのかどうか、そういったあたりをお聞きしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(八束 正) 岡本町長。

○町長(岡本 靖) 全国的に見ますと、お話のような中小企業の後継者不足による事業承継の問題などが非常に課題とされているところなんですが、私、いろいろな機会に松前町の商工関係者の方々とお会いしたり、若手の商工会の青年部の方と懇談をしたりすることがあるんですけども、まだ具体的にそういう要望とかお話は耳にしたことが、実はありません。まだ現状、きちんと調査したわけではありませんが、今のところ、切実な話として私の耳には入ってきてないので、ちょっと状況が分からないという状況でございます。

○議長(八束 正) 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 町の方にはそういうお話は今のところ入っていないということなのですが、いずれまたこういうことで御相談とかそういうのがあったときに、何か自治体として対応できるようなセクションがあればいいのかなという気もしますので、今後に向けて、そういったあたりも、例えば商工会の中のお話の中でそういったことが出てくる懸念はありますので、そういったときに、ある程度の施策を考えていただけるのもいいのかなという気はいたしますので、これは今後に期待したいと思います。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） その点につきましては、先ほど答弁させてもらいましたが、来年度、商工業関係の若手の皆さんにお集まりをいただいて、今農業で若手農業者検討会議っていうのをやっていますけれども、それと同じような形で、商工業界の中での問題点や課題や町の施策としてこういうのを望むと、そういったお話を伺いながら、新しい商工業施策というのを検討していきたいと考えておりますので、その場でまたいろいろ意見が出てくると思いますので、それを踏まえた対応をしていきたいと考えております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） そうしましたら、5番目の快適で文化的でおしゃれなまちづくりの話の中で、いろいろなおしゃれなまちづくりについての5つの事業のことの御紹介とか、今後、いろいろなものがどういうふうな形、展示する場所とか、郷土資料館とか博物館的なものは、これは必要なかどうか。これは観光施設にするものにするのか、歴史的な施設にするのか、あるいは費用対効果はどうなのかなど、これは住民の意見を十分に聞いて整備していくというお話だったので、私はその線は確かにそのとおりでと思います。今、ちょうど町史の編さんも手がける整備もされているようなのですが、こういった歴史の礎とか、そういったものを振り返る折々に、いろんな御意見とかいろんな考えが又出てくるものだと思いますので、是非この辺も住民の意見を聞く何か機会を早目に、アンケートなり、いろいろな形でとっていただくと、少しでもその意向が分かってくるのではないかなと思います。

それから、私がちょっとお聞きした、今後、義農公園の整備とか旧松前保育所跡地の利用については、今は西公民館の耐震工事のために使われてますけれども、その後ということになったら、今のところまだ具体的な計画とか、そういったものはないということで、義農プールの跡地等も含めて、立体的に検討していきたいというお考えだと思うのですが、先ほどのそういった件とも関連して、もしそういったものをという考えが住民の中で醸成されてきていけば、改めて土地を購入したりとかそういうようなことはもうなさらないと思うんですけれども、そういった中で、一つのチャンスではないかなという気は私はいたしておりますので、そこらも含めて検討を考えていただければなというふうに思うんですが、そのあたりの、全く白紙の状態なのかどうかということ、その辺のお考えについ

て、もう一度お聞きしたいんですが。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 私個人としてはいろいろ、義農公園界わいの整備をどうするかというのは、思いというのは持っておりますけれども、かつて議会でも義農作兵衛の顕彰をするような施設の検討というようなことが議論になったというのも聞いてございますし、その辺も踏まえていろいろ思いはございますが、ただ財政が厳しい中で、箱物を整備するというのは、将来の施設の管理費も含めますとかなりばく大な経費がかかってくるものでありますので、そのあたりは町民の皆さんの御意見を伺いながら、慎重に検討していきたいという気持ちでおります。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） それから、みんなで支え合うまちづくりについて、ちょっと抜けておりましたので。

先ほど、レンタサイクルのお話とか、いいところマップなどを使って、住民主体の活動が進んでいるというお話をいただいたんですけども、私も年間通して多くの人が集まるエミフルから、そこだけで完結するのではなく、町内外の人々にもっと松前のことを知ってもらい、おいしいものや珍しいものを、また来てみたい町にするために、レンタサイクルで回ってもらってということはとても大事なことだし、あとそれがつながっていくと思うんですが、例えばじっくりと見て回りたい方とか、ピンポイントで行きたい方と、ニーズは様々だろうと思います。そんなときに案内できる窓口とか、今後の問題ですけれどもルート別パンフの配布とか、以前町長が言われていた観光協会的なものがこれから必要になってくると思われるんですが、現実的なアクションはどうかとか、あるいはまたホームページがより分かりやすく見やすいものに今度リニューアルしていくという声も聞いているんですが、そういったところにこういったものが加味されていくのかどうか、このあたりも観光という視点が網羅されていることを期待しているんですけども、その辺の町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 前にも、今のまさきーいいところ見つけ隊の活動が最終的には観光協会のようなものにつながっていけばありがたい、このような発言はさせていただきました。今もその気持ちは変わっておりません。ただ、残念ながら、松前町には大きな観光資源というのが余らないと。小ぢやない、きらっと光るものは、知ればいいものはあるんですけども、外受けのする大きな観光資源、なかなか少ないという中で、これまで余り観光に力点を置いていなかったのは正直なところではないかと思っておりますけれども、今回のレンタル自転車の事業を起爆剤に、徐々に徐々に松前町のいいところを発信をしていきなが

ら、歌もそうなんですけど、そういう動きがどんどん盛り上がっていくことを期待しているところでもあります。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 5つの公約についての質問はこれで終わりにしたいと思います。

それでは、大きな2番目の空き家対策のことでお聞きしたいと思います。

2016年6月議会の回答では、町内の空き家が266戸と判明いたしました。ただし、実態調査や戸別調査はまだということでした。現段階でのデータ化はどうなっているのか、またその後の対策についてお尋ねします。

調査結果をデータ化し、所有者の特定、適切な管理を促していきたいとの、そのとき回答もあったのですが、現段階ではどのようになっているのでしょうか。特定地域の空き家解体と跡地寄附の形での松前方式は進んでいる状態なののでしょうか。これは利用できない空き家の場合の対策ですが、まだ使用できる空き家については、地域の特性を生かした利活用、事業化などを検討していくとの回答も得ていますが、この点についてどのような検討、研究を進めておられるのか、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、空き家対策についてのうち、調査結果について、始めにお答えをいたします。

平成28年6月議会で答弁しましたとおり、現地で空き家の戸別調査を実施し、平成29年9月までに町内全域の戸別調査を終え、最終的に246戸の空き家を確認しております。戸別調査のデータを整理し、空き家の有効利用を図る観点から、空き家の位置、外観、健全度の評価、所有者などを示した空き家台帳を作成し、今年度9月末に庁内各課に情報提供を行っております。

なお、倒壊のおそれがあり危険であるなど、周辺的生活環境の保全を図るため、放置することが不適切である空き家の適切な管理を目的としました、空家等対策の推進に関する特別措置法による空家等対策計画につきましては、平成30年度末を目標に策定することとしております。

次に、空き家の利活用事業化についてお答えします。

空き家の活用対策として、平成30年度から、町内の各自治会のほか、子育てサロンや高齢者サロンなどの地域コミュニティ活動や各種団体において、地域住民が身近に交流できる拠点として空き家を活用する場合に、改修費の支援を行います。また、併せて愛媛県が平成28年度から空き家の有効活用策として実施しています移住者住宅改修支援事業費補助金制度を活用し、県外からの移住者を対象に、移住者が空き家を住宅として使用するための改修等に対しても支援します。これらの事業を実施するため、当初予算に空き家活用支

援事業として200万円の事業費を計上しております。本事業の実施に当たっては、広報、ホームページに掲載するとともに、各地域や社会福祉協議会等にも情報提供を行い、利用者にPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今、予算の中に地域コミュニティの活動の拠点とか、あるいは移住者対策とかということで、新しく支援を考えておられることについての話を聞きまして、非常に進んだのかなという気がいたしております。これはもう年々減ることはないと思うんですけども、私のところにも空き家になる一步手前のような方が、ここにもう住んでても致し方ないし、なかなか自分たちとしても補填できない、子どもたちもここへ帰ってこない、もうこれは空き家になるなという一步手前のような方の御相談なんかも受けることがあるわけです。ということは、これからそういったときに、こういうやり方もありますよ、こういうふうにして使っていく方法もありますよっていうような、適切なアドバイスがあれば、あるいはそういったマニュアルみたいなものがあれば、そういったものを少し防ぐことができるんじゃないかなという気もいたしております。こういう支援もありますよとか、こういったことでやっていけば、こういう一つの筋道もありますよというようなお答えができればいいんですけど、なかなかそこらあたりが、住民の方もそこまで、もう無理なのかなということで、全然そこへつながっていったと。要するにマッチングが十分にできてないということなんですね。だから、そういったあたりを、せつかくそういうようないい施策を考えられているということ、先ほど広報とかホームページとかということであったんですけど、課の中に、もし町の方に来られたときに、一つの窓口としてそういったものに対応できる何かがあれば、もっと住民はそれに近づけることができるんじゃないかなという気がするんですが、まちづくり課なり、そういったところでの対応とか、そういったものを窓口というか、そういうものは今後考えていかれないでしょうか。そのあたりはどうでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 担当部署の関係ですけれども、今現在は老朽空き家住宅の危険な部分、そういった部分に対する対応についてはまちづくり課で行うことにしております。今回設置しました空き家対策事業、空き家の利活用事業につきましては、町民課で対応することとしております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） そうなれば、町民課の方でそういうようなお話があったときに対応なり、こういう方法がありますよというお話ができるような体制というのはあるのでしょうか。つくっていけるように考えておられるのでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） この事業については、この後、具体的な補助要綱等について作成、原案はできてるんですけども、要綱を作成した上で実施することにしております。そういった事業についての御相談があれば、町民課の方で対応できます。ただ、空き家の財産権は所有者の人にありますので、それをどういうふうに処分すればいいとか、貸したいとか、そういった相談になってくると、なかなか行政の方ではお答えしづらい部分もあるかとは思いますが、町がやっている事業の説明については、行政の方でしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今後、その相談内容にもよると思いますが、一概には言えないかもしれませんが、町民がそういった内容で来られたときには、適切な対応をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終えたいと思います。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

9番加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 9番加藤博徳が議長の許可をいただきましたので、6項目について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、スポーツ・文化・観光推進部署の設置についてを質問申し上げます。

昨年実施されました国体も、町内で3種目が実施され、選手の活躍と来られた方へのおもてなしと、それぞれともにすばらしい感動を体得することができました。しかし、このすばらしい実績を一過性にするのではなく、次回実施する国体のためにも継続することが大切だと思います。特に新しくできたホッケー場を生かしたスポーツ政策、松前町に来ていただくために文化観光政策など、今後も継続した取組は大切だと考えます。愛媛県は、今年度よりスポーツ・文化部を設置するとお聞きしました。先ほど町長の答弁の中で、みんなで支え合うまちづくりの説明をたくさんしていただきました。それらを実施、推進するためにも、松前町もそのような部署が必要と考えますが、理事者のお考えをお聞かせください。まず、1問目。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

スポーツ・文化・観光推進部署設置についてのお尋ねがございました。

議員の御質問にございますとおり、昨年のおひめ国体とおひめ大会の開催により、試合の観戦や応援を通じてスポーツの持つ魅力を体験し、共有することができたと思っております。今後は、大いに盛り上がったこの機運を継続し、また更に高めながら、まちづくりに活用していく必要があります。具体的には、スポーツ振興と交流人口の増加を図るため、

ホッケーのまちづくりに取り組み、各種施策を実施するよう考えており、現在、ホッケーの基盤づくりと普及促進に取り組むこととしております。ホッケーの基盤づくりにつきましては、これまで実施してきた松前ホッケークラブの育成や、町内小・中学校を対象としたホッケー体験のほか、来年度は新たにまさきホッケースポーツ少年団を設立して、ホッケー競技人口の増加と競技力の向上に努めてまいります。ホッケーの普及促進につきましては、ホッケーの魅力やおもしろさを広く発信するため、大学ホッケーチームの合宿誘致活動、中四国、九州の中学生による交流戦まさきCUPの創設、東京オリンピックキャンプ地誘致活動などを実施し、結果として、交流人口の増加とにぎわいの創出につなげてまいります。また、松前町ホッケー公園を更に魅力的な施設にするため、様々な補助制度を活用して、ホッケー場の施設充実や環境整備を図るべく検討を重ねてまいります。

今後、ホッケーのまちづくりを進めていく組織体制として、本町の現状では、愛媛県のような専門部署を設置することは困難であります。そこで、コンパクトな組織であるという本町の特性を生かして、小回りのきいた連絡調整により、社会教育課を中心に、スポーツ、文化、観光を担当する部署が連携をとりながら、各種の関連施策を実施していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 答弁いただきました。是非とも県等と連携していただいて、コンパクトな中での活動を期待いたします。

2点目に移ります。

次に、災害対策費についてお尋ねをいたします。

昨年12月議会では、6名の議員が台風災害について質問をいたしました。特にその中で、水害対策を含めその対策にはばく大な費用がかかるとの答弁でありました。ただ、ばく大な費用がかかるので実施できないのでは、安心して松前町に住むことはできません。町内どこでも安心して住める松前町であってほしいものです。

そこでお尋ねします。

1番目に、そのばく大な費用と言われた全体費用額と関連対策内容別の金額は幾らでしょうか。

2つ目に、床上浸水のあった地区への雨水及び水害対策の費用と想定額は幾らでしょうか。①とダブるかも分かりませんが。

3番目に、総合的な防災計画の対策計画はいつまでに何をどうするのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（八束 正） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 雨水対策と費用についてお答えいたします。

昨年9月の台風18号では、長尾谷川の河口部周辺で多くの床上浸水が発生いたしました。この地区の雨水は、小規模な排水路を経て長尾谷川の河口部へ流入し松前港へ排水されていますが、潮位の高い時間帯に強い雨が重なった場合には、長尾谷川の水位が高くなり、地盤の低い箇所では接続している水路の自然排水ができなくなります。このため、長尾谷川の水位が高く自然排水できないときには、排水ポンプで内水排除をしています。ポンプの排水能力を超えるような強い雨が降った場合には、浸水リスクが大きくなります。

公共下水道事業の雨水計画については、平成20年2月に県知事の認可を得ており、全体事業費は、平成20年度当初に算定した概算で約47億円です。内訳は、江川ポンプ場の建設費が約25億円、水路整備や管渠整備などの関連費用が約22億円となっています。消費税や工事費の上昇率を勘案すると、現在では約56億円くらいの全体事業費になることや、非常に財政的に厳しい状況であることから、事業の実施に至っておりません。このことから、抜本的な対策ではありませんが、今年度は長尾谷川の右岸となる筒井地区を対象に、地形的な弱点や水路のネック箇所を的確に把握し、既存の排水路網やポンプ施設を有効活用する前提で、効果的かつ財政的に実施可能な浸水対策計画を策定しているところです。

対策工法や費用の想定額については、現在、報告書の取りまとめを行っている段階でありお答えできませんが、将来的には策定した計画に基づき施設の改修を行うことで、浸水常習地区の被害軽減が図られるものと考えています。

また、改修後の浸水軽減効果を検証するとともに、長尾谷川の左岸地区についても公共下水道事業の雨水計画の見直しを行い、効果的な雨水対策を検討していきます。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 1番から3番まで全てお答えをいただいたようでありますが、今、部長の方から答弁がありましたように、この雨水災害対策については、平成20年3月に松前町都市計画マスタープランの中で、今おっしゃられました長尾谷川下流域の両岸における排水対策を進めますと、これ平成20年です。10年前に、先ほど部長が言われたように書いとんですが、そのときにこういう金額が出たのであれば、それを対処するためには、そうすれば毎年どういうふうにして、私、何回も質問してるんですが、いつまでに何をどうするという計画というのはなかったのでしょうか。

○議長（八束 正） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） その当時はございませんでした。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） ここに書いています排水対策を進めますというのはどういう意味だったのでしょうか。

○議長（八束 正） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 都市計画マスタープランというのは、あくまでもまちづくりに対しての指針、計画でございますので、それに基づいて、今後、浸水対策をしようというストーリーでございますので、その時点では内水排除についてはなかったものと思います。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） それを進めるのは、先般、台風18号で浸水した方というのは、何らかの形で推進していくんだなというふうな期待を持っておったと思うんですけども、この期待を持たただけで終わってるという形でいいんですか。

○議長（八束 正） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 先ほど言いましたように、昨年9月の台風18号については、それを検証しながら、今年度は長尾谷川の右岸となる筒井地区を対象に、地形的な弱点や水路のネック箇所を的確に把握し、既存の排水路網やポンプ施設を有効活用する前提で、効果的かつ財政的に実施可能な浸水対策計画を、29年度、今現在策定しているところです。それに基づいて、今後どのような対策がいいのかというのを協議検討していきたいということになります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） それでは、先ほど部長が言われた47億円のうちの25億円と22億円については、詳細な項目別に今計画をつくっているという判断でしょうか。

○議長（八束 正） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） そういうことをも含めて、今後どういうふうな対策がいいのかを、筒井地区の対象、この実施計画で検証して、松前町にとって一番いい計画をつくっていきたいと考えております。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） ちょっと訂正をいたします。その47億円の計画を今つくろうとしているわけではありません。それは抜本的な計画で、財源的にもかなり厳しいものでありますので、抜本的ではないけれども、被害軽減のためにもう少し、経済的に許される範囲での被害軽減策はないかどうかを見極めるために、筒井地区で調査を入れているわけでありまして、47億円とは別の形で、段階的な被害軽減策を講じるための、今計画を入れようとしているところです。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） さすれば、その詳細な部分で、どこから手をつけられるか、可能性があるかという分析を早急にさせていただいて、町長の諸般の報告の中で、災害対策について、それぞれの課題について対応策を検討し、速やかに対応できるものについては、

排水の危険性のある出水期までに取り組むと心強い報告をいただきましたので、期待をしております。

3番目の項目に移ります。

続きまして、松前町のホームページについてお尋ねをいたします。

毎月月初めに恒例の防災サイレン等の吹鳴がありましたが、今年の2月1日の朝7時にサイレンの吹鳴と放送がなく、近所の方からどうしたのかと問合せがあり、即座に答えることができませんでした。あとで確認すると、今年の2月1日から中止をした旨、聞きました。私が確認できてなくて、非常に残念に思いました。

そこで、お尋ねをします。

このような伝達についてはどうされたのでしょうか。いつホームページに載せたのでしょうか。

ホームページの管理はどこがメンテナンスをしていますか。

松前町のホームページは、他の市町村に比べて見づらいというふうなことをよく聞きますが、対策はありますか。

ホームページの中で観光案内はありませんか。

更新履歴はどのように管理していますか。お聞かせください。

○議長（八束 正） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 松前町のホームページについてお答えいたします。

まず、防災サイレン等の中止に係る伝達方法についてお答えいたします。

これまで、町内の屋外放送設備の作動状況を定期的を確認するため、試験放送として、毎月1日の午前6時50分に防火広報の放送、午前7時に防災サイレンの放送を実施してきました。しかし、最近では、防災行政無線を使った全国一斉情報伝達訓練等の実施回数が増えたことや他の放送機会が増えたため、毎月1日の試験放送を行わなくても屋外放送設備の作動状況を確認できていることから、毎月1日の試験放送を本年2月1日から中止しています。この毎月1日の試験放送の中止については、事前に町民の皆様へお知らせすべきところ失念していたため、お知らせをホームページに掲載したのは、中止後の先月1日になってしまいました。お知らせが事後になったことをおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。今後は、町民の皆様適切なタイミングで分かりやすく情報を周知してまいります。

また、松前町ホームページの管理につきましては、財政課がシステム管理を行い、配信情報の管理は担当各課が行っています。現在の松前町ホームページは、平成22年1月にリニューアルされてから8年が経過し、検索や閲覧のしづらさの解消や、ユーザー登録などでの暗号化の新たなセキュリティ確保が必要となりました。このため、アクセスしていただいた方に対し松前町の情報をより容易により安全に得られるように、来年度ホームペー

ジの大幅な更新を予定しております。更新に当たっては、現状の問題点を分析し、利用者にとってより分かりやすい検索や情報発信、また安全性の確保ができるようにしたいと考えております。

また、松前町ホームページでは、観光情報として史跡や公園の情報などを掲載していますが、来年度行う更新において、新鮮な情報をタイムリーに掲載して、松前町が発信する情報を閲覧した方が一人でも多く松前町にお越しいただけるよう、改善したいと考えております。

ホームページの更新履歴につきましては、ホームページを管理するシステムにより記録される各情報の更新日時や公開開始、終了日時等について管理を行っております。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 管理については各課がしているというふうなことでありますが、その各課が管理する場合の規定事項等々は定めておりますか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 財政課の方がシステム管理していますので、私の方でお答えさせていただきますんですが、各課の方で情報の発信につきましては各課の判断で、必要な情報を町民の皆様の方に発信するようには指示はしておりますけれど、文面化はしておりません。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 6番目にあります更新履歴等を含めて、文書管理については大変大切なものだと考えております。そういうことも踏まえて文書化すべきであって、その文書化したことよっての、後、誰が見ても分かるような管理履歴の施策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 情報の発信につきましては、当然決裁を受けて、文書化して、こういう内容をホームページに掲載しますっていう決裁は全部とっております。その内容につきまして、各課の方でホームページの方に掲載を上げております。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 文書管理履歴等々の管理は大切なものだと思いますので、各課が統一した形で管理ができるように進めていただきたいと思います。

続いて、4番目の項目に移ります。

4番目に政策実施計画についてお尋ねをいたします。

まず初めに、公共施設等総合管理計画の進捗状況をお知らせください。

2つ目に、松前町景観条例制定の取組通達が平成17年にあり、昨今、2月27日に説明会があつて驚きました。景観の取組は観光も含めて大切な取組だと考えますが、今後の見通しをお聞かせください。

3番目に、昨年、松前地区で下水道が来ていないところについては、委員会で出たと思うんですが、浄化槽設置補助金を出したらどうだというふうな質問があつたと思うんですが、そのときは特に考えてないというふうな答弁でした。しかし、このたび下水道整備アクションプランでは、浄化槽設置に補助金を実施することでした。このアクションプランは平成26年1月に通達が来ており、昨年この補助金有無の質問時には、この下水道整備促進通達があつたにもかかわらず放置した答弁となり、住民に対して誤解を与えているのではないかと思います。また、公共施設等総合管理計画の政策通達は平成26年4月に来ており、どちらも松前町の施設管理の中で、それぞれ資金面も含め、極めて重要な関係になると考えます。今後の下水道事業の再考が必要と考えますが、理事者の考えをお聞かせください。

そして、それぞれの施策のアクションが通達に対して遅れているのはなぜでしょうか、お知らせください。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） では、政策実施計画についての中の公共施設等総合管理計画の進捗と、なぜアクションが遅れたかについてお答えさせていただきます。

公共施設等総合管理計画の進捗状況につきましては、現在、各施設の維持管理、運営に必要な経費や利用状況などの基本的な情報の収集や、自主的な施設点検マニュアルの作成を行っており、来年度は収集した情報を参考に、各施設の今後の改修や更新に関する工程表の作成を行う予定です。

また、公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年3月議会で答弁いたしましたとおり、平成26年4月の総務省からの策定要請を受け、準備を行った後、平成27年度から策定を開始し、平成28年度末に策定したもので、特にアクションが遅れているとは考えていません。

以上です。

○議長（八束 正） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 景観計画の策定の取組についてお答えします。

地域の良好な景観などを保全するため、景観法が平成16年に公布されました。景観計画とは、景観行政団体が地域の景観形成を進めるために定める基本計画であり、景観法による景観行政団体とは、地方自治法における指定都市、中核市、その他の区域では都道府県となっておりますが、指定都市、中核市以外の市町村であっても、都道府県との協議により景観行政団体になることができ、県下では20市町全てが景観行政団体となっております。

す。

松前町では、地域の特性に合った景観行政を進めるため、県との協議により平成17年度に景観行政団体となり、景観計画の策定に向け、平成21年度から住民アンケートの実施やワークショップ、検討委員会などを開催しましたが、景観計画区域の設定の調整ができず頓挫しており、事務を進められておりませんでした。大変申し訳ございません。改めて平成30年度末をめどに景観計画の策定を目指していきたいと考えております。

また、景観まちづくりの実施に当たっては、地域の皆さんの理解や協力が不可欠となるため、先日開催したような景観についての講習会を今後も開催するなどして、情報提供を行っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 黒田上下水道課長。

○上下水道課長（黒田泰弘） それでは、下水道アクションプランについてお答えいたします。

下水道アクションプランは、平成26年1月の農林水産省、国土交通省、環境省の3省合同の通知に従い、公共下水道の必要性や規模などを慎重に考慮した上で、未整備地区における、今後10年程度で整備する区域や目標を定めたものです。策定の経緯としては、平成26年度に国土交通省が主催する情報交換会や資料提供があり、平成27年4月には県が主催する未普及解消に関する意見交換会、同年9月にはアクションプラン勉強会に参加し、国や県の動向や各市町の情報を得ながら、平成28年度から松前町アクションプランの策定に取り掛かりました。平成29年度は県の第3次愛媛県全域下水道基本構想との整合を図るため、県と協議を進めた結果、調整が整いましたので、このたびアクションプランを策定したものであり、通常の方策期間と考えています。

なお、下水道アクションプランによる整備区域の見直しでは、新立・本村地区は、今後10年程度のうちには整備することが極めて困難なことから、実施区域から外しました。このため、浄化槽の補助を行うこととしたものです。現在、公共下水道事業は国の補助金を活用し進めていますが、最近では国の下水道事業予算が減少傾向で、ピーク時と比較すると3分の1程度となっています。また、施設の老朽化対策等に費用を要し、新たな管渠整備に充てる費用が減少するなど、事業着手時と比較すると公共下水道事業を取り巻く情勢は大きく変わっています。その一方で、合併処理浄化槽の性能は上がっており、浄化槽から排水される放流水質は、公共下水道と遜色がないものとなっております。これらの背景から、現在、松前町では町内全域を整備計画区域としていますが、今後は整備計画区域の見直しについて検討していきたいと考えております。

なお、公共施設等総合管理計画は、平成26年度までに整備した施設の維持管理についての計画を策定したものであり、それ以降に実施するインフラ整備は含まれておりません。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） それぞれの説明いただきました。特に景観策定につきましては、愛媛県の中で残っているのが4つか5つの市町村だったと思います。お話の中でもありましたが、松前町が最後にならないように、期待をしております。

次に移ります。

職員の提案制度についてお尋ねいたします。

平成29年度の庁内での提案数は何件でしょうか。

また、今までの取組経過と今後の提案制度活性化に対するお取組をお聞かせください。

○議長（八束 正） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） 職員提案についてお答えいたします。

本町では、松前町職員の提案と明日のライフタウンプロジェクトの、2つの提案制度を設けております。松前町職員の提案は、斬新な政策の実現や事務改善を行うことにより、住民サービスの向上及び事務事業の効率化を図ることを目的とし、個人又は共同で随時提案できる仕組みとなっております。

また、明日のライフタウンプロジェクトでは、職員が自由かつ斬新なアイデアを基に新たな施策を企画立案することにより、職員の政策立案能力、問題に対する共感力及び情報発信力の向上を図ることを目的とし、部や課を横断したメンバーでグループを構成して、一定期間の研究を経た後、提案できる仕組みとなっており、昨年度から実施しています。

今年度は、これまでのところ、新たな提案はございません。

また、今まで提案のあった取組の経過としては、明日のライフタウンプロジェクトにおいて、昨年度採用した税・保険料に係る債権管理業務の一元化の提案につきましては、今年度も引き続いてグループメンバーが施策の実現に向けて研究を行い、その結果、今議会にも条例改正案を提案しているとおり、改正の必要な関係例規の整備を行った上で、来年度から実施する予定としております。

職員提案制度を更に活性化するため、これまでの自由テーマで提案できる方法に加えて具体的なテーマを定めて募集することで、職員が気軽に提案できるようにしているほか、効果的な提案を行った場合は、提案者の人事評価に反映するなど、工夫しているところでございます。今後も職員提案制度を通じた職員の意識改革や人材育成により、事務事業の効率化や住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） この提案制度については、私もこの一般質問で何回か御質問させていただいているんですが、その都度、提案件数が非常に、私の思ってる以上に少ない

ので、大変残念です。一般提案含めて、特に業務改善提案については、自分が今行っている職務、業務に対して、どういうふうになれば改善ができるかということを常に自分の頭の中で考えて気付くと。気付いたことに対してどう改善していくかというふうな業務改善提案だろうと思いますので、非常に大切だと思っております。今後とも積極的な取組を期待いたします。

続きまして、6項目めの質問に移ります。

臨時職員、パート職員の待遇についてお尋ねをいたします。

昨年の12月人事院勧告で、職員の賃金は平均幾ら上がりましたか。

2つ目に、松前町関連部署で働く臨時職員、パート職員の昨年の賃金アップの金額とその後への対応についてお知らせください。

今、国会の中で働き方改革の中でも、同一労働、同一賃金と言われていますが、松前町の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（八束 正） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） 臨時、パート職員の待遇についてお答えをいたします。

昨年12月の定例会で、松前町職員の給与に関する条例の一部を改正し、職員の給料月額を平均400円程度、改定率0.11%の引上げを行いました。本町のパートを含めた臨時職員の賃金月額については、同じく0.11%の引上げを基本として、来年度の当初予算案に計上しており、一般事務補助職員の例では、月額160円の増額をしています。今後につきましても、正規職員や他市町の金額、県内最低賃金などを考慮しながら、毎年度、臨時職員のベースアップを実施していくこととしております。

本町では、同一労働、同一賃金を実施しているというふうに考えております。

なお、平成28年9月定例会で加藤議員の御質問に答弁したとおり、臨時職員と正規職員では、職務内容や責任の大きさ、専門知識の有無、組織における役割などに違いがありますので、同一の労働ではないことから、同一の額とはなりません。

以上でございます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 一定の説明をいただきました。昨年12月の人事院勧告で0.11%というふうなことは承知しておるわけですが、もともと臨時職員、パート職員の方の賃金ベースというのは、今、答弁ありましたように、よその市町村に比べて遜色のないというふうなことを言われたんですが、その遜色がないという比較のベースが、若干やっぱり違うと思うんですよ。パート職員の方であれば、29年度が時給が892円、30年度が893円と、1円、時間給で上がったことにはなりますが、もともとこのベースは低いと思うんです。そのあたりを、今後やっぱり考えていただいて、先ほど同一労働、同一賃金というふうな話をしましたが、同一労働、同一のパートの方でも、職員の方と同じような仕事をしてい

るという区分書というのはあるんでしょうか。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 区分書という言い方が分かりにくかったかもしれませんが、仕事の、パートの人と臨時の人と正職の人が、それぞれの場所で行う仕事の内容をきちっと明確化した文章はありますかという聞き方がいいでしょうか。

○議長（八束 正） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） きちっと明確化した文章というのはございませんけれども、それぞれ各課において、その上司の方からこういうふうなものをやってくださいというふうな指示がございますので、それによって事務をしていただいているというふうな形になるうかと思えます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 現場ではどういう状況になっているかというの、一遍、実態を調査していただいて、見ていただいたらと思うんですが、現場ではそういうふうな状況には今ないというふうに、私の調査ではなっておりますが、そのあたりいかがですか。

○議長（八束 正） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） ちょっと私の方も、そこそこ現場の方に出向いていってないものですから、内状がよく分からない部分がございます。そちらの方へ出向いていって、いろいろ聞きながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 特に保育所とか幼稚園は、若い子どもの命を預かっております。正職であろうとパート職であろうと臨時職員であろうと、その立場に立たされている条件というのはほぼ一緒であります。保育所でも、園の隅でこけた子どもがおったら、私はパートだから行く必要はありませんと、そんなことは言えないんです。そういうことを総括的に包含して、賃金ベースがどうあるべきかということを再考いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八束 正） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） 保育士の賃金につきましては、平成29年度に従来より8,000円アップさせた、月額、給料にさせていただいております。それは、やっぱりなかなか保育所の方も大変であろうというふうなことで、この29年度に大幅にアップをさせていただきました、それから臨時職員につきましては、今まで大体10日の有休であったものも、あわせて20日に有休がとれるような改善も行ったところでございます。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 保育士の臨時職員、パート職員の賃金の関係ですけれども、一般職についてはおおむね高卒初任給同額程度の給料に、月額になっております。それに対し

て、保育士につきましては、先ほど加藤議員も言われたように、一定の専門知識を有しているということで、短大卒の採用の保育士の賃金と比較してみますと、大体、臨時職員については、採用後3年経過程度の職員の給与月額と合わせております。また、パートについても、臨時職員と同様に、一般の行政職のパート職員とは違って高い金額に設定しております。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 金額的なものについては、高校卒程度の金額等々あろうかと思うんですが、先ほども私申し上げましたように、幼い子どもの命を預かっているというふうな部分からすると、その価値というのは非常に高く、子どもが豊かに愛情深く育っていく過程の中で一番大切な時期と考えております。先ほど課長言われましたように、平成27年度が16万8,900円、28年度が17万2,000円、29年度が18万200円、砥部町が18万400円と、県下では2番目に高いと、こういうふうな御指摘であります。この金額が何をベースに、今言われたのでは高校卒業してのベースに合わせてるということでありましょうが、小さいときの子どもの伸び伸びと成長しているときの過程の金額からすると、私は決して高くないというふうな判断を常にしておるんですが、そういったことを踏まえて、総合的に松前町が住みやすい松前になるように、御配慮、再考をお願いできればというふうに、お願いするまではございませんが、そういうところを今後とも考えていただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

11時20分まで休憩をいたします。

午前11時3分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（八束 正） 再開いたします。

4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 4番、公明党、影岡俊範。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、1問目といたしまして、下水道事業の下水道熱利用についてお伺いいたします。

平成26年8月にまとめられました新下水道ビジョンにおいて、下水道の使命として、水・資源・エネルギーを量的・質的に健全に循環させる社会の構築に貢献することが掲げられております。地球温暖化の進行、エネルギー需給のひっ迫といった社会情勢の変化から、下水道の役割は、排除、処理という基本的役割を持続しつつも、低炭素社会への貢献が加えられてきております。また、下水道の有するエネルギーポテンシャルを最大限活用

することで、地方公共団体の経営に資する可能性もあります。下水熱の地域における利用の促進に向けて、都市再生特別措置法の改正（平成23年4月）や都市の低炭素化の促進に関する法律の制定（平成24年8月）によって、下水熱を利用するために民間事業者が下水道管理者から許可を得て暗渠から下水を取水することが可能となりました。また、平成27年5月に下水道法が改正されたことにより、民間事業者が下水熱を利用するための下水道の暗渠内に熱交換器等を設置することが可能となりました。地方公共団体における経営改善と低炭素社会実現の進展が期待されております。当町の下水道事業において、経営改善の手段としての下水熱利用について考えをお聞きいたします。

下水熱利用事業に関して、現在当町は検討課題として挙げられておられるのか。

2つ目として、挙げてないとして、検討するに値するしないのどちらのお考えかをお尋ねいたします。

○議長（八束 正） 黒田上下水道課長。

○上下水道課長（黒田泰弘） それでは、下水熱利用についてお答えいたします。

下水熱利用は、下水の持つ熱を給湯や冷暖房に活用し、都市の省エネ化、二酸化炭素の削減を図るものであります。現在、全国で20か所の地域で下水熱が利用されていますが、設備投資額が大きいと、病院、オフィスビル、ホテルなどの大規模施設でなければ、導入は効率的ではありません。

このような背景から、松前町では現在、課題として挙げておりません。しかしながら、今後の下水熱の利用状況については注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 今、御答弁いただきましたように、実際のところ国内の実施計画というか、実施例というのが非常に少ないところであります。これが現実であります。堺市の大型商業施設であるとか仙台市のショッピングスーパー、その他ございますが、基本的にはこれらは、先ほど御答弁がありましたように、経費の面で考えれば、開発の計画の時点で織り込んでやるというのが基本的な実施のマニュアルの中に、開発の計画があって、それに織り込んでやるということで、経費削減を図ってやるべきだという指針がございます。

そういうふうなことで、当町としては、一つは下水の改修、あるいは耐震化にあわせた計画として、これから織り込んでいく考え方もあるのではないかと考えるわけです。需要者側のサイドとしてのポテンシャル、いわゆる潜在能力としては、その改修の利用できる対象としては、私は大型の施設としてエミフルがあります。そして、この庁舎もございます。そして、中学校もございます。そういった需要サイドの潜在能力というか、可能性は町長は持っているのではないかと思います。でありますから、今後の施設管理計画、ある

いは長期寿命化とか改修計画という中に、先の話であります、中にこういう下水熱を利用するということを織り込んでいかれてはどうかというふうに思います。その点についてはいかがだと思いますか。

○議長（八束 正） 黒田上下水道課長。

○上下水道課長（黒田泰弘） 先ほど御答弁申し上げましたように、今後の下水の熱の利用につきましては注視をしていきたいということで、御理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 是非とも、やっぱりまちづくりという意味ではそういったことも含めて、長期的な計画も必要かと思えます。

これに関連しまして、もう一つ、再生可能エネルギーの利用ということで、今申し上げました下水熱の利用ということで今回申し上げましたが、太陽熱とかいろいろございます。ただ、松前町において、その潜在能力として挙げられるのが地中熱、その中の地下水の利用というものもございますので、そういった意味で、静岡では実際に県で利用されるというか、計画されてるようですから、松前町もそういった地下水豊富なこの潜在能力をまた生かす方向で、地中熱、地下水熱の利用もひとつ御検討いただいたら、頭に入れていただいたらというふうに思います。

以上であります。

続きまして、2問目に入ります。

子育て支援としての就学援助制度についてお尋ねいたします。

就学援助制度の概要についてお尋ねいたします。

1つは、就学援助の実施主体、2つ目に就学援助の対象者、3つ目に補助の概要、4つ目に対象品目、5番目には国庫補助率について、現在の実施状況を御説明いただいたらと思います。

○議長（八束 正） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 就学援助制度についてお答えいたします。

松前町では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して就学援助を行っております。

就学援助の実施主体は松前町で、対象者は生活保護法の規定に適合する要保護者、松前町が要保護者に準ずる程度と認めた準要保護者及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者で、平成29年12月時点での支給対象人数は、小・中学校の合計で、要保護者が25人、準要保護者が216人、特別支援学級22人となっております。

補助の概要は、要保護者については、生活保護費に含まれていない修学旅行費を全額援助しています。準要保護者及び特別支援学級の保護者については、学用品費、校外活動

費、新入学児童・生徒学用品費、給食費、修学旅行費などについて、限度額がありますが、全額を援助しており、限度額を超えた額が自己負担となります。

国の補助率については、要保護者及び特別支援学級の保護者については、町が援助した額の2分の1です。準要保護者については、平成17年度までは国の補助がありましたが、三位一体の改革による国から町への税源移譲により、現在国庫補助はなく、松前町の一般財源からの支出になっています。

以上でございます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） それでは、御説明いただきました。その中で、学用品等の補助について、その支給時期というものについては、今現在どういう形になっていますでしょうか。

○議長（八束 正） 大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） 準要保護者につきましては、その前年度の保護者の所得が確定した後、すなわち時期は新入学、4月以降にはなってしまいますけれども、その判断基準の一つとして保護者の所得がありますので、4月以降の支給に現在はなっております。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 愛媛県下で伊予市を除いたほかの市であります。東温とか松山とか、あるいは西予の方、また東予の方についても、市関係は支給が就学前にということが実施されております。それ以外の町村につきましては、愛媛県では事前の支給はされておらないのが実態でございます。こういうわずか、わずかと言いましたけれども、生活困窮とは言いませんが、支援が必要な家庭でありますから、それに対しては、学用品とかも、ある意味で立替えということではなく就業前に支給するということについて、当町においては今後どう考えられているかということ、1つ確認させていただきたいと思えます。

○議長（八束 正） 大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） 今議員さん御質問ありました、全部の市が実施しとると言われましたけれども、してない市も何か所かあります。ただいま御質問されたように、経済的な理由によっていろいろ就学がしんどいという子どもについては、入学のための学用品を入学後に支給するのでは余り、同じことをしたとしても意味が軽くなる、薄くなるというようなこともありますので、支給額が変わらずに支給時期を早めるだけで子どもたち、それから保護者の皆さんに喜んでいただけるのであれば、31年度の新入学児から3月、2月、就学前に支給をするような方向で、今後検討してまいりたいと思えます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ありがとうございます。是非ともそういう方向で進めていただきたいというふうに思います。それがやっぱり子育て支援の一つですので、松前のほかの町村にはない、先手を打つという意味でも、松前が町村としては最初に始めていただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

3番金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番金澤浩です。議長のお許しが出ましたので、ただいまから一般質問をいたしたいと思います。本日の質問は3点ございまして、一問一答式で1番から進めてまいります。

まず1番目、申し上げます。

1番目に関しては、町営保育所の民間移行手続について。これは、昨年、町長とも議論ありましたけれども、民間活力の導入について、これ、民間移行ということで表しております。

要旨といたしましては、新規事業として、町内幼稚園の認定こども園移行に伴います施設整備補助費3億2,760万円の予算計上の報道が、先頃2月27日付けの愛媛新聞朝刊でありました。それに対して、公平公正さが担保された適切な手続を経ているか、確認したいと思います。

このことに関しては、昨年3月から、二名保育所の廃止が決定した昨年、移管するのではなくて民間の活力を導入、すなわち民間に移行するんだから一般公募はしないという答弁がありました。加えまして、その公募に関して私はした方がいいんじゃないかと申したことに對して、岡本町長はどこの馬の骨か分からないところにはさせられないと。松前には近くに伝統あるところがあるんだ。そういうことは考えられない、公平公正以前の問題だと公言されたわけです。いわれは別にしまして、この事実を前提に、以下質問したいと思います。

まず1つ目、新聞報道の町内幼稚園とはどこの幼稚園でしょうか。

2つ目、議会に対して何の説明もなく当初予算に新規事業で計上しているため、新聞報道の後、町民の方々からの問合せにも我々応じることができません。町民の方々が心配するのは、町営保育所の機能が確実に担保されているのだろうか。説明もなく不明な状態ですので、当然こういう声が上がってきたわけです。理事者の執行権には当然説明義務がありますから、私たちはそれをチェックする役割があるわけです。そういった意味で、手続の経過、どのような形で当初予算に上がってきたのかということの説明すべきだと思いますので、お考えをお聞かせ願えればと思います。

次、3点目でございます。ガイドラインはあるのか。筋道立てた説明をいただきたいと

ということなんですけども、このガイドラインというのは、町営は廃止して民間の活力を導入するという事なので、それを決めるために、手続の透明性と、あとは町営保育所がやってたことを継続してちゃんとできるんだという、そのチェックするものをガイドラインと言いますので、そういったものがあってやってきたのかということをお尋ねしたいと思います。

あと4点目ですけれども、この補助事業の総額は幾らなんでしょうか。一体幾ら予定してるんでしょうかということ。あとは出てきた事業費、どんな形で見積もりされたのか。あとは補助額の、これだけ補助すると当初予算に上がってるわけですけれども、どう判断でされたのか、その根拠をお答えいただければと思います。

最後、5番目、当然これは国や県から補助金が出るわけなんですけれども、この補助額ですけれども、補助額はこの事業だけしか使えないという、特定財源といいますか、言葉で言いますと。それなのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 町内幼稚園の認定こども園移行に伴う施設整備補助についてお答えをいたします。

まず、町内幼稚園の認定こども園移行に伴う施設整備補助についてのお尋ねですけども、予算に計上している補助金の対象となる幼稚園は青葉幼稚園でございます。

手続についてのお尋ねですが、青葉幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行したいとの申出があり、青葉幼稚園及び愛媛県と協議を重ねています。青葉幼稚園は、平成31年4月1日に幼保連携型認定こども園を開設することを目指しており、そのため平成30年度に施設整備を行い、あわせて愛媛県の認可が得られるよう準備を進めています。また、町は青葉幼稚園からの施設整備に対する補助要請を受け、松前町子ども・子育て支援事業計画において認定こども園への円滑な移行を支援する方針を定めていることから、青葉幼稚園を支援する方針を決定し、平成30年度一般会計予算に補助金を計上して、今議会に提案したものです。

なお、青葉幼稚園への補助については、平成29年3月15日の3月議会予算決算常任委員会後の協議会において、認定こども園建設に係る国の交付金及び町の補助金額を示す資料を提出し、説明しているところです。

町営保育所の機能が担保されているか不明とのことですが、認定こども園法では、学校法人等の設置者が幼保連携型認定こども園を設置しようとするときは、都道府県の認可を受けなければならないと規定されていますので、都道府県は、認可申請があったときは、県条例で定める要件や基準を満たした場合に認可されるため、運営上問題ないと考えています。

ガイドラインはあるのかとのお尋ねですが、ガイドラインが何を意味するものか分かり

ませんが、幼保連携型認定こども園設立に関する町のガイドラインはありません。

次に補助事業の総額についてはについてお答えします。

町の補助金額の算定に当たっては、国の交付金制度を活用することから、国の交付要綱に準じて算定しています。国の交付金額算定方法は、補助対象経費の実支出額と定員により定めている基準額とを比較して低い額で決定されることとなります。青葉幼稚園の整備計画の場合、補助対象経費の実支出見込額約7億円に対し、平成29年度における基準の額である補助対象事業費は4億3,679万4,000円となります。町の補助金の率は、補助対象事業費の4分の3となることから、町の保育所、認定こども園等施設整備費の補助金の予算額は、3億2,759万5,000円となります。なお、青葉幼稚園が予定している実支出見込額は概算金額であり、変動することが予想されますが、実支出見込額が変わっても、補助対象事業費を下回らない限り、松前町の補助金の額は変わりません。また、補助金の予算額3億2,759万5,000円のうち2億1,839万7,000円は、国及び県から交付されるため、町の実質的な負担額は1億919万8,000円の見込みです。国のこれらの交付金は、幼保連携型認定こども園の整備事業に特化した交付金です。

以上でございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） まず1つ目、お尋ねしたいと思います。今の御答弁では、昨年3月15日、協議会の方でというお話があったんですけども、昨年、たしか2月か3月ありましたですね。そのときは、あくまで試算なんですよということで、その後にもいろいろ教えていただけるとのことだったわけです。今回、新聞報道で町民の方々も知ることになりまして、その後、私もいろいろと、どうなってるんだと問合せられて、以前は全員協議会とかでお答えがあったんで、またあるんだろうと思ってたんですけども、今回なかったの、今回のような質問になったわけなんですよ。

そこで、まず1つ、理事者のことを責めるあれじゃないんですけども、議会にこれ上がってくる前に、議長とのすり合わせがあると先輩たちから聞いてるんですけども、議長とはこの件に関してすり合わせはあったんでしょうかなかったんでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 議長とのすり合わせはいたしておりません。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） じゃあ、すり合わせがあれば、全員協議会でちゃんと説明してほしいとかというのはあると思いますんで、いきなりというのは、今いろいろと私の質問に関しても、別にここで聞かなくても、そういう場であればこれよかったことだと思いますんで、すり合わせなかったというのはどういう理由ですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） すり合わせを行わなかったというのは、昨年3月、予算決算の後の協議会で、出した数字というのが、あれは平成28年度の国の基準額をベースに出しております。今回、29年度の国の基準額をベースに出しとるということで、概要は説明をしておるといふふうに判断して、こちらの方が全員協議会の方で説明をしていないといふことで、全くの新規の予算ではないといふふうに判断をしたからでございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 松前の議会は委員会中心主義なので、協議会等のあれは非公開でやるものでもありますし、やはりしっかりと、誰にも疑われない形で、透明な形でやっていただくべきだと思いますよ。今回、説明がなかったんで、何か急いで予算化してるように見ると町民の方々から多くのお声いただいているんですよ。私もそう思うんで、今回、質問してるんですけども。今、議会も議会改革ということで、国会でもいろいろにぎわしてるのと同類と思われたくないんで、あえてきちんとそういうことをやろうと思ってお尋ねしている次第です。

次の質問移りますけども、ガイドラインに関して。ガイドラインというのは何を言っているのか分からないというお話だったんですけども、民間の活力を導入、町内にある幼稚園、その幼稚園が今度保育園をやるということで、連携だということでのお考えということなんですけども、他市町などを見ますと、透明性とか町営保育所のやってることを継続して担保できるかっていうのをきっちりチェックするために、一つ一つ、そういうチェックリストのような、それをガイドラインというわけなんですけど、それがあつたわけなんです。透明性というのがそこで出てくると思うんですけども、そこで再質問ということで、そのあたりはどのように解釈されてますか。もう一度お願いしたいと思います。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 二名保育所を廃止して、そのかわりに青葉幼稚園にやったださいという、町立保育所を民間に任せるといふことであれば、町の今までやってきた保育の質を担保してくださいといふことはあろうかと思つたんですけども、今回は青葉幼稚園さんの方が、今の幼稚園を幼保連携型の認定こども園に移行したいといふことですので、町立の保育所をそこにかわつてやってもらふといふことではないといふふうなことで、ガイドラインは持っていないといふことです。ただ、先ほど答弁でも申しましたとおり、認定こども園、これは県の認可になりますけども、愛媛県が認可する場合は、認定こども園の施設、設備、運営に関する基準がありますので、この基準を満たさなければならないといふことですので、認定こども園法で言う質は担保されてるといふところで、運営上、問題ないと考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 質が担保されてるといふことなんですけども、今部長がおっしゃ

ったとおり、認定こども園法、国が定めた設置基準でございますよね。それに立ってるから大丈夫だという話なんですけれども、自治体が運営する保育所というのは、それぞれ特色があるはずなんですよ。松前にも何か所かありますけれども、それぞれやり方うんぬんというのが微妙に違うところがあると思うんです。確かに国が定める設置基準、施設の広さでありますとか、保育士等の職員の数、給食の設備、あと防災管理とか衛生管理など、様々、国が定めた基準というのがありますけれども、それがきっちりなされているというのは、これはあくまで国の器としての基準、また人的な配置の基準。それに関連するものということですけれども、松前町の保育所がやっているとこの担保には、私はならないと思うんですよ。そのあたりはどうお考えですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 松前町がやっているとのお言葉ですけども、運営はあくまで学校法人の青葉幼稚園ということになりますので、その点は、松前町の保育事業、これを委託するということではございませんので、その点では、青葉幼稚園がやるべきところだと思っています。

ただ、現状としては、従来、民間の町内にある私立保育所、認定こども園の保育所部分につきましては、例えば給食であれば、給食衛生管理の研修は松前町全体で合同で行う、それと園の運営状況については、福祉課の担当職員がそれぞれの園に行って状況を確認しております。住民からの問い合わせ、もしくは苦情等ありましたら、福祉課の方が受けて、それぞれの園の方に行き指導をしておるといった状況でございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今の御答弁の中で、松前町の保育所をそのままお願いするわけじゃないといったような趣旨のお話があったんですけども、町民の方々が疑問なのは、税金投入しますよね。今回も3億円ちょっとということで。税金を投入する以上、一般的な私企業に対して、社会福祉法人ですか。税金を投入するということは、やはりそういうことも確認しないとおかしいだろうということであるわけなんですよ。

それで、金額、これできているわけなんですけれども、出てきた金額が適正だというのは、あくまで幾ら建設費とかが上がっても補助額は決まってるというようなお話であったわけなんですけれども、何か判断するために使った資料っていうのはあるんですか。税金ですからやっぱりそこははっきりしておくべきだと思うんですけど。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 現在、青葉幼稚園の方から出てきている金額については、設計で終わった分の金額ではございません。あくまで概算ということで出てきてますので、松前町が予算に計上するという意味では、先ほど申しましたとおり、国の補助金の交付制度を活用しますので、そちらの方で予算としては計上しております。実の計画が出

てきた場合に、もう一度青葉幼稚園の補助対象経費について精査をして、基準額と比較をするような手続になるかと思えます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） あくまで仮にということなわけですね。

それで、見積りってというのは、概算ということなんですけれども、まだ申請中で認可もおりていないと。一般的にそういう方法でやるものなんですか、これは。そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） これは、認定こども園の施設の整備に対して補助をするものです。流れとしましては、認可を受けてから補助金を出すのではなくって、認可を受けるための施設の整備ができたということで補助を出しますけども、結果、認可がもしおらないということであれば交付をしないと。若しくは交付をしとれば返還を求めるという性質のものでございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それはどこでもそういうルールでやるという決まりがあるんですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 愛媛県にも問い合わせたところ、そのルールで構わないということです。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 心配してるのはこういう事例があるんですよ。今治でも、これは保育園じゃないですけども、加計学園、九十何億円か議会で認められましたよね。その後、何か交通安全が危ないとかというんで、高架橋で更に1億円追加負担をしないと付けなくなったといったようなことが出てるわけですよ。やはり貴重な財源、先ほど町長も、本当は少ない財源で何とかやりくりというお話なされたんですけど、心配してるのはなし崩しにどんどん、今治の例のように増えてくるっていうのは一番困るわけなんですけれども、じゃあ今の段階で総事業費が幾らかということは分からないわけですよ、今の話だと。どうですか、そのあたりは。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 今の計画については、あくまで認定こども園の園舎の建設に係る事業、それに伴う現在の園舎の撤去費用、そういったものですので、例えば先ほど言われた周辺の環境整備費、そういったものは入っていない金額ということで、うちの方は確認をしております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） そうなると、ほとんど仮の中で、議会としても議決しなければならぬと、そのように理解していいのでしょうか。一般的にあれば、きっちりとした数字をもって、一つ一つ、ああ、これは大丈夫、大丈夫ということで決めていくわけなんですけれども、何かわけ分からない中で、未定のままで議決するのは、ちょっと心ひっかかるところがあるんですけど、そうなんですかね。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） この事業の実施に当たっては、国の補助金、町からの一般財源を含めて投入するわけですから、ルールというものがございます。そのためには、事業者が勝手に施工業者を決めるというルールではなくって、松前町の入札の手順に応じて工事の入札を行った事業費を確定させます。それに基づいて、うちの方は全体の事業費から補助対象事業費を又見て支払を行います。ただ、予算に計上する以上、入札が30年4月1日以降になりますので、予算を計上する際に当たっては、先ほど申しましたとおり、国の交付要綱の基準に基づいて予算枠を確保するというところで、今議会の方に計上をしているところでございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今のお答えからすると、松前町の方が、先方さん、青葉さんが出してきた見積書、それをきっちり精査するということでよろしいわけですね。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 入札が終わった後に精査という形で考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 入札が終わった後ですか。まあ分かりました。それはそれで。後日、1年前に説明したとあるんで、今回、予算委員会などでもまた御説明いただけたらと思うんですけども、今お話しくださった一連のプロセスと質問の件、やはりまとめて、前回と同様に、もう一度きっちり書類を出して協議できるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） この後、予算決算の常任委員会があらうかと思えますけど、その場で、もし必要であれば又説明はさせていただきます。書類がまだ入札されてないので分かりませんが、必要であれば、その書面の準備はしたいとは思っています。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 是非、公正な判断を私たち議会の方でもできるように、そちらの方は御協力いただきたいと思えます。

あと、この質問で最後なんですけども、これは町民の方々から、去年からいろいろ御意見とか、疑問な点、お声いただいていますんで、そのことをちょっと確認したいと思

ます。

例えば、今回、民間の活力活用ということで、近隣にある、近くにある青葉さんというところが保育園をやるということで手を挙げられたわけです。そこに任せるのが一番筋が立っているだろうと、これは町長のお考えなんですけれども、それに関してはいいとか悪いとか申し上げません。理事者には執行権がありますので、と思うんですけれども。そういった中で、こういうことがあるんですよ。青葉さんというのは、今、幼稚園だけですよね。要は、保育園、すなわち年齢構成でいくとゼロ歳児、1歳児、2歳児というのは全くないわけです。例えばですけれども、建設業とかだと、これこれの免許が必要だとか、同様の工事経験の実績があるとかをベースにA、B、Cランクが決められて、A、Bランクでないとその工事ができないとかということが決められております。同様に考えますと、青葉さんは保育運営の実績が全くないわけですよ。で、そういったところが、町営と同じ保育所運営の継続性の担保というものができるんだろうかと。どのようにそういったものが担保してると確認したのかと。これまでのお話の中では、町長のお話だと伝統があると。まあ確かにすばらしい伝統がおありのようで、それがどうこうと言ってるわけじゃないんですけれども、伺ってるのはそういうことしかないの、そこを確認したいんです。もう一度申し上げますと、町民の皆さんが一番心配することは、保育経験、運営実績がないのにできるんだろうかと。理事者はどのようにそこを判断したんだろうか。すなわち、青葉さんが何か理事者に対してプレゼンを開いたのかと。通常、子どもたちに一番いいものを、これは入札の考え方ですけれども、1社だけじゃ分からないので、数社プレゼンさせて、そのプレゼンを住民に聞いていただいて決めるというのが一般的ではないかとお考えが多いわけなんです。資金力であるとか先生の保育の質であるとか、あと地域に対してのうんぬんとか、様々のを調べて、総合的に判断したというのが一般的な、お任せするとか、税金を出すとかというときはあるのが当然であります。特に都会であっても、近隣にそういった施設があっても、やっぱり透明性の確保をしなければいけないということで、町長のお考えとは全く真逆の自治体もあるわけなんです。どれを選ぶかというのは、それぞれ首長さんが考えることですので、それをどうこう言うつもりはないんですけれども、総合的に判断したというものがあるんでしょうかという質問が多数寄せられておりますので、そのあたりどうなのかということをお答えいただければと思います。

**○議長（八束 正）** 大政保健福祉部長。

**○保健福祉部長（大政哲志）** もともと認定こども園、これの民間が移行する場合、基本は、特に待機児童解消のために行うというのが前提ですので、待機児童が、松前町の場合いる、若しくは将来的に待機児童が出ると見込まれるといった場合には、民間の方がやりたいといったことがあれば、県の条例、国の基準、これを満たしておれば、基本的に認可をするというのが流れでございます。そういった意味では、松前町の二名保育所を移行す

るのであれば、松前町の二名保育所にかわるというところで公募をして、その場合にプレゼンが必要なんだろうと思っておりますけども、先ほどから申し上げますとおり、民間が移行するということは、松前町の待機児童解消という意味ですので、出てきたところにはやっていただくということでございます。

青葉幼稚園が保育所経験がないというのは確かにございますので、その点については、青葉幼稚園からも相談が松前町の方にもこれから出てこようかと思えます。従来、やる場合、一般的には、当然保育資格を持った職員を採用しますけれども、その際に保育経験がないということであれば、事前に開園前に他の園で研修を積ますであるとか、町立の保育所で経験を積ますとか、そういったことに対しての相談があらうかと思えますので、それに対しては相談を受けていきたいと考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今のお話聞くと、その場その場のしぎでやっていくようなふうには聞こえるわけなんですよ。要は、今私、町民の方々が心配していることというのは、実際ガイドライン、民間の活力を導入する場合でも、こういうことを気を付けていこうっていう、気を付けるべきことをずらっと書いたものがあるわけなんです。それが全て子ども中心の発想なんです。子どもたち、要は子育て支援です。よくよく考えた、本当にいいことをしようと。例えば親の目から考えれば、新しいところがやるんだったら本当に一番いい、世の中である一番いいものを作ってほしいと思うのは、当然の人間としての流れなんです。そういうものもきっちり担保できるように、いろいろな業者を入れるとかという考えもあるわけなんです。残念ながら松前町はそういう考えはなかったということに、結果的になってるわけなんです。致し方ないんですけども、ガイドラインというものさえあれば、部長が今いろいろ、後からこういった場合はこうすると、今おっしゃいましたけれども、それは全て入ってるわけなんですよ。ですから、そういうものがあるべきだと思うんですけども、今からでもそういうのをつくろうとかというお考えとかはないですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） ガイドラインを整備する見込みは、予定はありません。ただ、先ほど言ったように、青葉幼稚園でもしそこを選択されるという保護者に対して不安があるということであれば、前回、二名保育所の閉園について保護者説明したときに、情報については出しますということですので、こちらがやっぱり寄与するところも含めて、二名保育所だけじゃなくって、松前町内の住民に対して、準備の経過等は又お知らせはしていきたいと考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） もう一回、ちょっと確認なんですけど、去年からのお話ですけども、民間の委託ではないと。二名保育所はあくまでやめると、閉園にすると決まった

と。近隣にあるから、保護者の方は自由に民間の方へ、いろいろ選べますよといったようなふうに聞こえてるんですけども。となると、あくまで、町としてはあれですか。民間にお願いするとかというのは全くないと。たまたま閉園にするから、あとは自由に保護者の方が選ぶと。選ぶときに、いろいろお困りのことがあったら、当然やめるからそういうサポートはしますよって、その程度ということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） まず、保育所に通うということを希望される親に対しては、各園の状況を知らせて、保護者に選択をしていただくというのが基本であろうと思います。ですから、毎年10月頃に新入園児の募集を行っております。その際に、それぞれの園の状況、青葉であれば、今度は新設ですので、その時点の状況は当然お伝えするべきだろうと思います。町の方が青葉幼稚園へ行ってくださいというあっせんは当然することはありません。ただ、保護者が選択することですので、選択するための情報は出しておきたいと。その中で保護者がどこの園に通うかというのは選ぶことだろうと思っております。その際に、先ほどから申します、新設のところですので、新設の準備としてこういうことをやっていますとか、こういうことを計画していますよという情報は随時、松前町の方であれば松前町から出しますし、松前町が不安に思っていることがあればお尋ねをして、情報は提示していきたいというふうに考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 町民の方の心配は、要はそういう形で民間活力を導入して、移行するとかといった場合、皆さん、今どきですので、スマートフォンなどで、インターネットで全国の情報を見ながら、松前と対比しながら、うちはどうなんだろうかということ調べてみたいなんです。そっからすると、ガイドラインなどをつくって誰の目からも明確にやってる自治体のことは、松前町はそれとは違うという理解でいいのでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） ガイドラインがあるから違う、ないから違うというものではないとは思っています。ただ、ガイドラインを整備するのは、本来やるのであればもっと早い時期だと思っておりますので、ここからするのではなくって、保護者の方に適切な情報が流れていくように、努めていくようにしていきたいと思っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 何かガイドライン、最初から、青葉さんが言ってくる前からそういうものをつくっておけばよかったなという思いはないですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） ガイドラインがもし必要ということであれば、今回の話の

前に、もっと以前の段階、今までに認定こども園に移行したところもありますし、新設の認定こども園というものもございます。そういったこともやってきた経過の中で、今回、改めてつくるといのはいかなものかと思っておりますので、これは今後の課題だろうと思っております。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） さっきからガイドライン、ガイドラインっていうお話ですけど、ガイドラインというのは、町がやるのがあってその手続をどう進めていくかというのを決めるのが、ガイドラインなんです。今回は町がすることはないんです。青葉幼稚園が、幼保連携型の認定こども園に移行するだけであって、それに対して町は子ども・子育て支援事業計画に基づいてそれを支援するという、補助をするだけであって、移行に関して町がすることはないわけです。したがって、町が進むべき道を示すガイドラインは存在しようがないということでもあります。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 町長、今そうおっしゃいましたけど、これ、ある自治体に確認しましたけれども、全く同じ状況でガイドラインをつくってやってる自治体もあるわけなんですよ。これはあくまで町長がお決め、理事者に執行権があるわけなんで、こちらがいい悪い、町民の方々はそれに対して賛成、反対というのは当然あると思いますよ。今のお答えで、松前町はそういうことがないという考えだということがはっきりいたしましたので、それはそういうことだということで認識いたしました。

あと、最後に、先ほど、一番最後の補助金に関してですけど、これ、補助金の何か名称というのはあるんですか。後で資料とかいただけるんでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 国の方になりますけども、補助金については、認定こども園施設整備交付金交付要綱というものがございます。その中でどの基準に基づいて出しております。それが認定こども園の幼稚園部分になります。もう一つ、保育所部分につきましては、保育所等整備交付金というものが、厚労省管轄のものがございます。この2つを合わせて青葉幼稚園に対する補助という形になります。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 後ほど資料としていただけますか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 後で来ていただければお渡しします。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 1番の質問、以上で終わりたいと思います。で、暫時休憩ですよ。

○議長（八束 正） 1時20分まで暫時休憩をいたします。

午後0時11分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（八束 正） 再開をいたします。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 議長、実はさっき、ちょっと一言言い忘れたことがあるんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（八束 正） 答弁は一応終わっとるんで。

○3番（金澤 浩議員） だめですか。分かりました。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

件名は、松前町の保育政策の構想についてというタイトルでございます。

要旨は、松前町の保育はどのような基本構想があるのかということです。構想があるのは分かっているんですけども、具体的にどういうことかということを次の要旨説明の方で申し上げます。

まず1番として、私が議員になってから毎年見ていますと、人が足りない足りないと言われ続けているという現状がございます。現状、言葉は悪いんですけども、場当たりに臨時保育士を募集して、その場しのぎの対応をしているようにしか見えないと。これは町民の方々からも同じような声をいただいていますんで、私も同意見でございます。幼児期の保育事業というのは、保護者にかわってある時間を過ごす大切な事業と考えます。全体の運営プラン、つまりこういう運営をするんだ、子どもたちのためにという大きなプランが、それがベースとなって、その上での人員体制はこうあるべきだ、民間企業ではそのような形で人事構成を考えます。すなわち、その人員人材の安定確保が全体のプランがベースにあって決まると思うんですけども、松前町ではどのような基本構想、保育方針と申しますか、もっと簡単にいきますと。政策方針という形でありますけども、それを教えていただきたいと思います。

2つ目は、今後、保育士を何人ぐらい確保してどうしようと考えられているのでしょうか。これは事業には基本構想というのがあるはずですので、それを達成するためにどれぐらい確保しようと思ってるのかというようなところがあれば、お話いただきたいと思います。

あと3番目としまして、現在、町内、いろいろな店舗に、商店に保育士募集のポスターが掲示されているのが見受けられます。貼ってあったねということを、結構いろいろな方がおっしゃいます。皆さん目をとめられるのが、高水準の賃金、県内2位と。月額18万200円と書いてあります。これは、岡本町長就任の以前、白石町長時代ですか、平成26年が、これは広報などに書いてあるデータですけども、16万2,294円と書いてますね。

今、平成30年が18万200円ですか。18万円ちょっと、四捨五入すると約2万円アップということになります。その2万円アップの算定の根拠というのは、どのようにされたのでしょうか。

あと、4つ目として、臨時パート職員に退職金制度や賞与などは、現在あるのでしょうか。

5番目としまして、同様に、臨時職員、パート職員の給与体系の総支給額と正職員の給与体系の総支給額の差が大分開いているように思うんですけども、その根拠というのをお答えいただきたいと思います。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 松前町の保育政策の構想につきましては、松前町子ども・子育て支援事業計画の中に、基本施策の取組としてその考え方が整理されています。その中では、幼児期の教育、保育の充実として、就労などにより家庭で保育のできない保護者にかわって保育を行うため、保育ニーズに対応した保育の提供に努めることや、幼稚園教諭、保育士の研修等の実施により専門性の向上を図ること、さらに子どもが安心して就学できるようにするため、幼稚園・保育所・小学校連携を推進することを挙げています。

保育士の確保については、町の方針として、できるだけ保護者のニーズに沿う施設に子どもを受け入れること、及び待機児童を発生させないように配慮しつつ、年度途中の入所希望等にも柔軟に対応できるような人員配置を目指しているところです。

なお、本町における年度当初の保育士の必要数は、その年度に保育の利用を希望する子どもの数により判断することとなりますが、その必要数は入所する子どもの年齢構成など、諸条件により左右されます。そのため、必要な保育士数の事前把握は極めて困難な状況にあり、現状では、希望する施設への申し込み状況を取りまとめた後にその年齢構成などを踏まえクラス編制等を考慮しながら、初めに正規保育士を配置し、その後、不足する必要数を臨時保育士という形で募集しているという状況にあります。今後とも、申し込み状況を踏まえた適正な人員配置を図っていきたいと考えています。

次に、臨時保育士の賃金月額は今現在18万円で、来年度当初予算案として月額18万200円を計上しています。臨時職員の賃金月額は、正規職員や他の市町の金額、県内最低賃金などを考慮して決定していますが、近年は特に保育士不足が顕著で、その確保が課題であったため、平成29年度に臨時保育士を確保しやすいよう、近隣市町の高い水準に合わせて、8,000円という大幅な増額を行いました。なお、パートを含めた臨時職員は、任用期間が支給要件に足りていないので退職金は支払っていませんが、期末手当は二月分を支給しています。

臨時職員の賃金と正規職員の給与の支給額の差は、先ほども申し上げましたとおり、職務内容や責任の大きさ、専門知識の有無、組織における役割の差などによるものです。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、再質問いたします。

今、一定の説明いただいたわけなんですけども、保育士の数というのは、事前に子どもたちのニーズの把握が難しいってということだというお答えありました。それで、あとは待機児童を発生させないようにとありますけども、松前町、待機児童等はいないんじゃないかなと思ったかと思うんですけどもね。それはやっぱり当初と、最終的に見るといなくなってるということなんですか。それはどうですか。

○議長（八束 正） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 4月1日現在は待機児童はおりませんでしたが、その後、待機児童の方は発生しております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） じゃあ、待機児童が発生したときに、又その時点において増やそうと、募集するわけですか。

○議長（八束 正） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） できるだけ発生しないように、募集は行っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 結局は今のお答えから聞くと、なるだけ待機児童発生しないように人員配置もするんだけど、どちらかというと、待機児童が発生するので臨時を増やすという考えなんではなかろうか。あと、先ほど、私、基本構想実現のために人数を確保と言いましたけれども、あくまで頭数、待機児童を発生させないための人数だけ見てると限定してるんでしょうか、そこはどうですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 保育所については、幼稚園等とかと違いまして、育児休業が明けるといって、年度途中の申込みというものがございます。当初4月1日には、事前に10月に申込みを行いまして、それを待機させないというところで募集を行っておりますけども、職員の負担軽減等も考慮して、年度を通じて職員は常に募集している状況です。その募集の状況によって、育児休業明けであるとか、妊娠に伴って状態が悪いということ、病気になったよということでの申込みがあった場合には、余力があればそれを受け入れて、余力がない場合は常に募集をしますので、その募集を強化して対応しているという状況でございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） そういうことなんですね。

あとは、先ほどの基本方針、保育所、幼稚園、小学校の連携とか、一例としておっしゃってましたけれども、特に松前町の保育の構想です。何か特徴的な具体的なものってあり

ますか。松前町ならではのものといったものはありますでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 松前町というか、町立保育所としては、発達障がいとか身体的な障がいがある子どもについては、なるべく町立、公立の方で受入れをするところでは対応をしております。そのために、そういった子どもたちには加配の保育士をつけて、保育がおろそかにならないように気を付けております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ちょっと今のお答えの中で、そういうことも含めて、待機児童とは又別に、基本構想、こういことを実現するために、人数をとりあえず、待機児童とは別に確保するとかということとはちょっと無理なんじゃないですかね。ないんですかね、そこはどうですか。現状どうでしょう。

○議長（八束 正） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） そのためにもそういうふうな子どもたちのため加配とか、いろいろな子どもの様子も見まして、保育士の募集は今後もしていきたいとは思っています。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 構想のために人数確保しようという考えはあるということでしょうか、じゃあ。

○議長（八束 正） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） はい、あります。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） あとは賃金アップの件なんですけども、平成26年からすると約1万8,000円、四捨五入で2万円アップしてるわけなんですけれども、昨年の3月、こちらは副町長の御答弁の中であつたんだと思うんですけれども、処遇改善、検討するという答弁ありまして、そのときに、昇給制度にするのか、臨時なので年齢にするのかとか、勤続年数にするだとか、もろもろ検討したいというお話だったんですけども、ちょっと今一部お答えがあつたふうに思うんですけど、もう一度ちょっと整理して教えていただけますか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 昨年の3月議会で御答弁しました臨時職員の処遇改善ですけれども、やったこととしては、さきに加藤議員の御質問にもお答えしましたとおり、有給休暇の増加を図っております。それが1点と、賃金についても8,000円のアップを行っております。なお、そのときにも経験年数に応じた臨時職員の処遇改善について御質問があつたと思いますけれども、臨時職員の採用の方法は、地方公務員法が改正されておまして、平成32年度から、現在の方法と若干変わった方法となることになっております。それがあ

りますので、その段階でもう一度、臨時職員の対応について検討し直してみたいというふうに考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 賃金が上がったということは非常によろしいことだと思うんですけども、ちょうど新春の町長と子育て中のお母さんとの座談会という記事が広報の方でありました。お母様方の方からも、やはり松前の賃金はちょっとよくないんじゃないかと町長に質問があって、町長、お答えなんですけど。そっからいくと、やはり大学なんかでも、いまだにちょっと悪評というか、そういう過去の悪かった頃のところが広まって、なかなか来ないような状況があると大学の先生からも伺ったことがあるんですよ、最近ですけどね。そうなってくると、賃金、いろいろ今考えたということなんですけども、実際、非正規の場合は、福利厚生ってかからないですよ。今、賞与があるというんで、若干ちょっと変わったのかなと思うんですけども、退職引当とか、そういうのはないと思うんですけども、その分考えると、総支給額自体は正職員より大分低目になってると思うんですけども、まだまだ検討なさるといってお答えなんですけども、更に上げるような余地というのは、あくまでこれ机上の話ですけどもあるんでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） そういったことについても、これから検討してまいりたいと考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 是非、いい人が松前町の保育事業にかかわってくれるように、そこは更によくしていただきたいと望んでおります。

あと、先ほど加藤議員の御答弁の中でもあったと思うんですけど、同一労働、同一賃金に関して、正職員の部分は責任がというお話ありましたけども、例えば責任というのはどういうことなんですか、具体的に言うと。一般の方が分かるように、ちょっとお答えいただければと思うんですが。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 臨時職員の場合はあくまでも臨時的といいますか、そういった部分の職員の不足に対応するために雇用しております。そういった関係で、当然正職員は正規に採用した職員ですので、臨時職員と比べて当然責任の重い仕事もやらせませんし、そういった点で異なると考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ですから、具体的にはその責任が重いと。その責任ってどんなことなんですかね、例えばいろいろ、一例でもいいんですけども。

○議長（八束 正） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 保育所に預かっておる子どもがけがしたとか、そういうことになってくると、臨時保育士ではなくって正規の職員の方が責任を持つということになりますので、そういうところが違ってくるかとは思いますが。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 何か、ちょっと言ってることがよく分かんないんですけど。例えば責任が重いとか、一般的に、これは民間企業でも公務員でも言いますけれども、例えばですけども、責任、それ例えば何かあったとき、その人が責任とるってことになると思うんですけども、何かで、例えば責任とるといのはどういうことをするんですか。例えば民間だったら、とんでもないことやったら会社やめないといけないとか、違約金というか、何かお金取られる、賠償金取られるとか、そんなこともあるんですよ。ただ、一般的に公務員の場合はそういうことは聞いたことがないんで、実際そこはどうかになってところを、民間の方々は疑問に思ってるところなんです。仕事はほぼ一緒だし、責任とって、何かちょっと分からないなというところなんで、分かるようにちょっと説明いただきたいんですけども。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 行政で問題があった場合、それはあくまで、人としての問題に起因することも当然あると思うんですけども、最終的には町が対応することになります。そういった意味で、課長から始まって課長補佐、係長、そういった立場の人間が最終的には責任をとるということになってきます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 責任をとるって、何をするんですか。例えば賞罰とか、何かそういうの決まってるんですか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 町の中で懲戒処分、賞罰の基準というか、考え方を整理しております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 整理してると、懲罰規定というのがあると理解していいんでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 御質問の、通告書の中にないんで名前までははっきり覚えてませんけれども、そういった類いのものは存在しております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） この後で又見せていただけたらと思います。

それで、次の、同一内の質問なんですけれども、例えば、先ほど職員のスキルアップの

ための教育などという話も出てきてたんですけれども、これ今ちょっとどうなってるか確認したいんですけど、平成28年4月1日現在で、総務省が県の方に臨時職員の状況の調査をしろというので、これ、県から情報公開でもらったものなんですけれども、松前町の保育所、保育士、臨時的任用職員です。これ、人事評価は未実施、理由が勤勉手当及び昇級がないため人事評価はしないと。当時はあったんですけども、今はこれ、評価はあるんですか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 定期的な評価というわけではありませんけれども、臨時職員の場合は、毎年募集して毎年採用しております。そういった中で、例えば、今働いている職員について、又再度雇用するのが適切かどうか、そういう判断はしております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 再任用するときは、当然前どういう働きだったかと、それが評価に当たるという考えでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） そのとおりです。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 評価に当たってるのであればいいんですけども、あと全体的にあれですか。先ほど加藤議員の御答弁の中で職務分掌、すなわち各職員の、何ていいますか、先ほどの責任ごとの役割といいますか、職務分掌と言いますよね、用語では。そういうのがないということなんですけど、そうなるこれ、これは一般的に働く人がやる気になるっていうのは評価。これだけのことをしたからこういう評価されると、仕事をうまくやるためのモチベーションとしてごく一般的なお話なんですけれども、そのような評価が、臨時職員は今のお話ですけども、全体的に見たらどういうものですか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 御質問の確認ですけど、一般職員に対しての御質問だったんでしょうか。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） そのとおりです。今、臨時の方はお答えいただいたんで、一般職の方ではどうかといった形です。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 一般職については、職に応じた役割分担決められておりますし、それに基づく人事評価も行っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 分かりました。

あとは、昨年、臨時職員、時給1円アップという形があったんですけども、1円というのは人を小ばかにしておっしゃった方も中にいらっしゃったんで、何か非常に半分気の毒に思いましたけれども、このときに正職員はどれだけアップしてるんでしょうか。

○議長（八束 正） 答えられますか、すぐ。後でいいですか、答えは。ちょっとすぐ答えられないみたいなんです。

○3番（金澤 浩議員） 後でいいです。

○議長（八束 正） じゃあ、後で。ちょっと調べとってください。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、後ほど分かるものをいただければそれで結構です。

それでは、2番目の質問は終わりました、次の3つ目の質問に移らせていただきます。

それでは、3点目です。3点目は、給食センター、民間委託後の効果と今後の方針についてということをお聞きいたします。

要旨としましては、一部民営化の効果測定、経過を見て、今後、松前町としてどのようにやっていくお考えなのか伺いたいと思います。

これは、給食センターを外部委託することによって、費用削減が、当初は50万円ぐらいとおっしゃったんですけども、最終的には1,550万円ぐらいなんですけども、コストダウンになる説明の中で実施された民間委託でした。それで、当初の目的の達成状況はどうなのか。あとは、加えまして、コストダウンだけではなくして、具体的な子どもたちの声です。その部分です。要は、コストダウンと給食の質の担保がどう変化していったのか。

1番は給食の質の担保言いましたけれども、やっぱり給食センターを委託することが経費が安くなるということです。委託することになったわけなんで、その効果を中心に、できれば数字で現状を教えてくださいたいと思います。

それで、今申し上げた現状の経過、結果を見て、恐らく当初予算計上になってると思うんですけども、今後のプランをどのようにお考えになって進めていくのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（八束 正） 大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） 給食センターの民間委託後の効果と今後の方針について、お答えいたします。

給食センターの業務委託は、給食の安全・安心と味、質、量を変えることなく、経費の削減を図ることを主な目的として平成28年4月に開始したもので、委託は調理、配送、食器洗浄の3業務です。

御質問の給食センター委託による目的の達成状況につきましては、まず給食の安全・安心と味、質、量につきましては、委託後の給食の状況を把握するため、業務委託から1か

月が経過した平成28年5月に、小学校4年生から6年生までと中学生の計1,615人にアンケート調査を実施しました。その結果、委託前に比べておいしくなった、又は変わらないが85%、量が多くなった、又は変わらないが92%となっております。また、今年の1月に、全児童・生徒の2,392人にアンケート調査を実施した結果、給食がおいしいが91%、残さず食べられたが76%、給食の量が多くなった、又はちょうど良いが91%という結果になっており、ほとんどの子どもたちが現在の給食に満足していることが分かりました。さらに今年度、保護者やPTA役員等274人にも試食してもらいアンケートをした結果、おいしく、料理も工夫され、また栄養のバランスもとれているなどの声が聞かれ、大変好評でした。

次に、経費の削減につきましては、平成27年12月の議員全員協議会で説明したとおり、町営で試算した6,642万円から平成29年度の委託費5,086万8,000円を差し引いた1,555万2,000円が削減できております。

このような結果から、業務委託をしたことにより、経費の削減に加え、給食の味、質、量も向上するなど、当初の目的以上に効果があったことから、今後も業務委託を継続したいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 安全・安心、質の担保に関しては、アンケート調査でほぼ、優良可でいったら優をいただいているんじゃないかなといったようなお話なんですけども、これは去年の平成29年の事業評価ということで、たしか教育委員会の目標設定の中で挙がってたかと思うんですけども、あれはいつ頃、そういうものも含めて発表いただけるんだと思うんですけども、いつ頃の予定なんでしょう。

○議長（八束 正） 大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） 現在、松前町におきましては、使った経費に見合った効果が上がっているかどうかということ測定するために、事前、事中、事後の評価をしております。事後評価につきましては、決算が確定しなければ事後評価ができませんので、決算の確定後に事後評価の結果が出るというふうに認識をしております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） いろんな自治体の、給食センター外部委託とかした場合の評価表というのは、事務事業事後評価表というんで、こういうのがいろんな自治体から出ております。これ、一部ですけれども、こういうものが決算のときにはきっちり出るということでもよろしいわけですね。

○議長（八束 正） 大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） はい、そうです。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今、局長の方から、ちょうど全員協議会の際の説明会資料、ちょっと今手元にありますけれども、これは参考ということで、当時、優先交渉事業者による見積書ではということで、委託料限度額が5,086万8,000円と。そこから直営時の経費総計、想定額ですけれども、約6,642万円ということで、それを引いた額が削減推定額ということで1,555万2,000円ということですよ。この中のそっくりそのままの数字でびっくりしたんですけれども、当時は参考でこれぐらいになるという推定だったんですけども、これと全く同じになったということでよろしいわけですね。

○議長（八束 正） 大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） 今おっしゃっていただいた経費の削減、そのとおりです。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 具体的に、今度、予算委員会などもありますけれども、そこで今、対面で話してのあれですけども、実際の数値のどこの項目がどうだとかというの、そのときにまたお話いただければと思います。

それでは、以上で私の……。何かありますか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 先ほどの1円というお話があったと思うんですけども、今ちょっと資料を見てみますと、多分、パート職員の賃金のことかなというふうに思うんですけども、パート職員の場合は、臨時職員や正規の職員と違って時給で契約を行っております。その時給単価が、先ほど加藤議員にお答えしましたとおり、昨年度の人事院勧告で平均0.11%の引上げがあったということで、それを時給で掛けてみますと1円上がるということになっております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後1時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 藤 岡 緑

3月23日（第3号）

平成30年松前町議会第1回定例会会議録

平成30年3月23日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 番 住 田 英 次  | 2 番 田 中 周 作    | 3 番 金 澤 浩    |
| 4 番 影 岡 俊 範  | 5 番 稲 田 輝 宏    | 6 番 城 村 トキ子  |
| 7 番 村 井 慶太郎  | 8 番 藤 岡 緑      | 9 番 加 藤 博 徳  |
| 10 番 八 束 正   | 11 番 岡 井 馨一郎   | 12 番 早 瀬 武 臣 |
| 13 番 三 好 勝 利 | 14 番 伊 賀 上 明 治 |              |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 町 長           | 岡 本 靖     |
| 副 町 長         | 升 田 年 紀   |
| 教 育 長         | 本 馬 毅     |
| 総 務 部 長       | 久 津 那 良 幸 |
| 保健福祉部長        | 大 政 哲 志   |
| 産業建設部長        | 徳 居 芳 之   |
| 教育委員会<br>事務局長 | 大 政 博 文   |
| 総 務 課 長       | 山 本 有 三   |
| 財 政 課 長       | 合 田 光 隆   |
| 財政課技監         | 近 藤 俊 彦   |
| 税 務 課 長       | 早 瀬 晴 美   |
| 国体推進課長        | 塩 梅 淳     |

|             |         |
|-------------|---------|
| 福祉課長        | 西岡  きわ子 |
| 町民課長        | 重松  修平  |
| 保険課長        | 小池  良治  |
| 健康課長        | 和田  欣也  |
| まちづくり<br>課長 | 松岡  謙三  |
| 産業課長        | 横山  眞史  |
| 上下水道課長      | 黒田  泰弘  |
| 会計課長        | 山田  運   |
| 学校教育課長      | 米澤  浩樹  |
| 社会教育課長      | 仲島  昌二  |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |        |
|-------------|--------|
| 議会事務局長      | 栗田  真吾 |
| 議会事務局<br>書記 | 楠田  匡志 |

平成30年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.3

|       |               |                                                                                              |    |
|-------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|       | 平成30年3月23日(金) | 午前10時30分                                                                                     | 開議 |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名    |                                                                                              |    |
| 日程第2  | 議案第1号         | 松前町情報公開条例及び松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例                                                             |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) | 質疑 討論                                                                                        | 採決 |
| 日程第3  | 議案第2号         | 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例                   |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑 討論                                                                                        | 採決 |
| 日程第4  | 議案第3号         | 松前町総合計画条例                                                                                    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) | 質疑 討論                                                                                        | 採決 |
| 日程第5  | 議案第4号         | 松前町総合計画審議会条例の一部を改正する条例                                                                       |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) | 質疑 討論                                                                                        | 採決 |
| 日程第6  | 議案第7号         | 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例                                                                     |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) | 質疑 討論                                                                                        | 採決 |
| 日程第7  | 議案第10号        | 松前町重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例                                                                 |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑 討論                                                                                        | 採決 |
| 日程第8  | 議案第11号        | 松前町介護保険条例の一部を改正する条例                                                                          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑 討論                                                                                        | 採決 |
| 日程第9  | 議案第12号        | 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例                                  |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑 討論                                                                                        | 採決 |
| 日程第10 | 議案第13号        | 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例                                           |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑 討論                                                                                        | 採決 |
| 日程第11 | 議案第14号        | 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |    |

|       |             |                                                                                                       |    |    |
|-------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| 上程    | 委員長報告（文教厚生） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第12 | 議案第15号      | 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |    |    |
| 上程    | 委員長報告（文教厚生） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第13 | 議案第16号      | 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                                                                   |    |    |
| 上程    | 委員長報告（文教厚生） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第14 | 議案第17号      | 平成29年度松前町一般会計補正予算（第7号）                                                                                |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第15 | 議案第18号      | 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）                                                                          |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第16 | 議案第19号      | 平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）                                                                         |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第17 | 議案第20号      | 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）                                                                            |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第18 | 議案第21号      | 平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）                                                                         |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第19 | 議案第22号      | 平成30年度松前町一般会計予算                                                                                       |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第20 | 議案第23号      | 平成30年度松前町国民健康保険特別会計予算                                                                                 |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第21 | 議案第24号      | 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計予算                                                                                |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第22 | 議案第25号      | 平成30年度松前町介護保険特別会計予算                                                                                   |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第23 | 議案第26号      | 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計予算                                                                                |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |
| 日程第24 | 議案第27号      | 平成30年度松前町水道事業会計予算                                                                                     |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                                                                                    | 討論 | 採決 |

|             |                  |                                    |
|-------------|------------------|------------------------------------|
| 日程第25<br>上程 | 議案第28号<br>提案理由説明 | 松前町教育委員会教育長の任命について<br>質疑 討論 採決     |
| 日程第26<br>上程 | 議案第29号<br>提案理由説明 | 松前町教育委員会委員の任命について<br>質疑 討論 採決      |
| 日程第27<br>上程 | 議案第30号<br>提案理由説明 | 人権擁護委員候補者の推薦について<br>質疑 討論 採決       |
| 日程第28<br>上程 | 議案第31号<br>提案理由説明 | 平成29年度松前町一般会計補正予算（第8号）<br>質疑 討論 採決 |
|             | 閉 議              |                                    |
|             | 町長挨拶             |                                    |
|             | 閉 会              |                                    |

午前10時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

9 番加藤博徳議員、11番岡井馨一郎議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 議案第1号 松前町情報公開条例及び松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第2、議案第1号松前町情報公開条例及び松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る3月5日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

松前町情報公開条例において、公文書の公開を請求することができる者の範囲を拡大するほか、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い所要の改正をするものであります。

審査の過程におきまして、公開請求権者となる「何人も」の改正が今回となったのはなぜなのか、また改正までの間に「何人も」に該当するような請求はなかったのかとの質疑に対し、今回の改正は法律改正に伴い個人情報の定義を明確にすることであり、改正に当たって条例全体を精査した結果、情報公開請求できる者の対象が拡大された趣旨を鑑みて、公開請求権についても改正することになった。改正までの間に「何人も」に該当するような請求についてはなしとの答弁がありました。

次に、委員から情報公開請求してからの対応が遅いと感じるとの意見がありましたが、条例の規定に基づき、請求があつてから2週間後の期限を指定して公開しており、適正に公開ができています。基本的には可能な限り公開するよう対応しており、公開できない情報の基準は情報公開条例の規定によるものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第1号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第1号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第3 議案第2号 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第3、議案第2号松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る3月5日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、税と保険料の滞納整理業務を一元化し効率化を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報の庁内連携に関する項目を加えるものです。

審査の過程において、個人情報のセキュリティ対策はどうなっているかという質疑に対し、個人情報保護条例やセキュリティポリシーに基づき対策を行っている。物理的な対策として、個人情報閲覧用パソコンではUSBの制限をしており、使用する際は課長決裁が必要になっているとの答弁がありました。

事務作業におけるチェック機能に関する質疑に対し、税務課と保険課で作業した内容は相互にチェックの記録を残していくとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第2号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第2号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第4 議案第3号 松前町総合計画条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第4、議案第3号松前町総合計画条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る3月5日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

平成23年の地方自治法の改正により、行政の運営を図るための基本構想の策定義務は廃止されました。この条例は、松前町の総合計画の策定などに関し必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。

審査の過程におきまして、地方自治法は平成23年に改正されているが、なぜこの時期に条例制定になったのかとの質疑に対し、現在の第4次総合計画は平成22年度から平成31年度を計画期間としており、法律の改正は第4次総合計画策定後に改正されたもので、平成30年度から第5次総合計画の策定準備を予定しており、それに伴い条例制定するものである。総合的かつ適正な運営を図るためには、本町が目指す将来像及びその実現のための基本理念を示すものが必要であり、その策定根拠及び策定に係る手続等を定めるため、条例が必要であると判断して制定するものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第3号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第3号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第5 議案第4号 松前町総合計画審議会条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第5、議案第4号松前町総合計画審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る3月5日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、松前町総合計画審議会の運営の適正化を図るため、委員定数の変更など、松前町総合計画審議会条例の一部を改正するものです。

審査の過程におきまして、審議会の委員から議員を除いた理由について質疑があり、議会の議員が附属機関の構成員になることは法的に禁止されているものではないが、附属機関は執行機関の諮問機関的な性格を持っているもので、執行機関に附属するものである以上、その機能は執行機関の執行機能の一環をなすものであり、議決機関と執行機関の分立の趣旨から除いたとの答弁がありました。

また、委員より審議会委員の選任に当たっては、公平性が担保できるようにお願いしたいとの要望がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第4号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第4号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第7号 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第6、議案第7号松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る3月5日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、松前町特別職報酬等審議会における審議の活性化を図るため、委員定数の変更など、松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものです。

審査の過程におきまして、委員を減少させることは公平、中立、妥当性の確保が不安になるが、その対応はどのように考えているかとの質疑に対し、審議会委員の選任に当たっては公共的団体等の代表者から選ぶことになっており、県内の定数の状況を見ると、市平均で9.36人、町平均で7.11人であり、その点を踏まえたものである。公平、公正な人選を心掛けていくとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第7号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第7号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第10号 松前町重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する  
条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採  
決）

○議長（八束 正） 日程第7、議案第10号松前町重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る3月5日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、法改正によって、国民健康保険住所地特例被保険者が後期高齢者医療保険へと加入する際、住所地特例が引き継がれるよう見直されたこと、また国民健康保険者に都道府県が加わるよう見直されたことにより、関係条例の内容を改正するものです。

審査の過程において、条例改正に伴う町の負担に関する質疑に対し、町の負担が増加することもあり得るとの答弁がありました。

また、住所地特例の引継ぎに関する改正の背景について質疑があり、後期高齢者医療保険の制度開始時と比べ、全国的に有料老人ホーム等の施設整備が進み、住所地以外の施設へ入所するケースが増加したことが一因と思われる。松前町では、これまでに引継ぎに関する問題は起きていないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第10号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第10号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第8 議案第11号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)**

○議長(八束 正) 日程第8、議案第11号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長(城村トキ子議員) 去る3月5日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、第7期介護保険事業計画の策定及び介護保険法の改正に伴い、平成30年度から32年度までの保険料率の改定及び質問検査権の対象範囲の拡大を行うものです。

審査の過程において、質問検査権が拡大された理由について質疑があり、市町村が資格等に関して必要がある場合、質問などの調査を行うが、疑義のあるケースが出てきたのではないかと思われる。松前町では該当事例がないため、今回の改正による影響は特にないと回答がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(八束 正) 委員長の報告を終わります。

議案第11号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第11号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第9 議案第12号 松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)**

○議長(八束 正) 日程第9、議案第12号松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長(城村トキ子議員) 去る3月5日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、介護保険法の一部が改正され、従来都道府県が有していた指定居宅介護支援事業者の指定等の権限が市町村に移譲されることとなり、町の基準を示す必要があるため、新たに制定するものです。

審査の過程において、特に質疑がなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(八束 正) 委員長の報告を終わります。

議案第12号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第12号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第13号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

日程第11 議案第14号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

日程第12 議案第15号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第10、議案第13号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第14号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び日程第12、議案第15号松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長(城村トキ子議員) 去る3月5日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号から議案第15号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第13号について、介護保険法、厚生労働省令改正に伴い、文言や引用条文中を追加、変更し、また新たな基準を設定するなど、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、改正による町内事業所への影響に関する質疑があり、病状の急変

などの緊急時等における対応方法を定めておくこと、身体的拘束の更なる適正化に関する取組を行うことの2点が新たな基準として追加される。ほかの改正点については、町内事業所における直接的な影響はないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第14号について、介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、介護医療院が創設されることに伴う文言の追加や、身体的拘束の更なる適正化を図るための基準の設定など、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第15号については、厚生労働省令の改正により、医療との連携強化に関する規程を追加するなど、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第13号から議案第15号までの報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第13号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第13号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第14号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第14号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第15号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第15号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第13 議案第16号 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)**

○議長(八束 正) 日程第13、議案第16号松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長(城村トキ子議員) 去る3月5日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の改正による項のずれへの対応及び介護保険法施行規則の改正に伴う主任介護支援専門員の更新制導入による定義の改正を行うものです。

審査の過程において、主任介護支援専門員の更新制導入に関する質疑があり、地域包括ケアシステム実現のための情報収集や、事業者や職種間の調整といった役割が求められます主任介護支援専門員の資質の向上のため、更新制になったものである。更新に係る研修は、講義と7項目の講義演習、合わせて46時間行われる予定であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報

告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第16号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第16号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第17号 平成29年度松前町一般会計補正予算（第7号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第15 議案第18号 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第16 議案第19号 平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第17 議案第20号 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第18 議案第21号 平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第14、議案第17号平成29年度松前町一般会計補正予算第7号、日程第15、議案第18号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号、日程第16、議案第19号平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号、日程第17、議案第20号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第18、議案第21号平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長加藤博徳議員。

○予算決算常任委員長（加藤博徳議員） 去る3月5日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第17号から議案第21号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第17号松前町一般会計補正予算第7号は、歳入歳出予算に1億2,207万円を追加し、総額を105億3,231万円とするものです。

歳入予算で主なものは、町税を8,000万円、地方消費税交付金を1,200万円、繰越金を3,179万7,000円を増額し、国庫支出金を1,167万8,000円、町債を580万円減額するものです。

歳出予算の主なものは、基金費等の諸支出金を1億9,978万円増額し、総務費を4,156万4,000円、土木費を1,283万9,000円、教育費を1,570万8,000円減額するものです。

審査の過程におきまして、総務部所管については、総務費、財産管理費、光熱水費の増額について、庁舎東側車庫棟の屋上に設置している太陽光パネルで発電した電気は電力料金削減に反映していないのかとの質疑があり、太陽光パネルは非常用電源として確保するため整備したもので、平常時においても、余剰電力については庁舎3階、執務室の補助電力として使用しているが、今回の増額補正となった理由は、電気料金単価の値上げと猛暑による空調稼働期間及び時間の延長によるものであるとの答弁がありました。

次に、愛媛県と市町が共同で行う災害時住民避難支援アプリ導入について質疑があり、総事業費の8割は県が負担、2割を県内の20市町が均等に分担するため、松前町の負担は37万9,000円である。スマートフォンにこのアプリをインストールすることで、避難情報などが配信されるとともに、現在地から最寄りの避難所までのルートも地図上で表示される。また、住民に対しては、運用を開始する段階で周知することとしているとの答弁がありました。

次に、経常収支比率等の財政指標について質疑があり、財政運営の弾力性を示す経常収支比率が上昇することは、財政が硬直化していることを表しており、財政調整基金の積立額も減少し厳しい状況にある。今後、不測の事態に備えるため、可能な限り基金積立てを行い、事業実施について精査していきたいとの答弁がありました。

次に、町税、法人税割の増額補正について質疑があり、業績の良かった法人の法人税割額を増額したとの答弁がありました。

続いて、産業建設部所管並びに教育委員会所管については、特に質疑はありませんでした。

続いて、保健福祉部所管については、障がい者などが自立した日常生活を営むことができるよう実施する地域生活支援事業について質疑があり、内容としては、日常生活用具給付、移動支援などがあり、日常生活用具給付費については、ストマや紙おむつの利用者の

増加と移動支援が必要な利用者の転入により増額になっているとの答弁がありました。

次に、放課後児童クラブの支援員について、支援員の報酬が減額となっているが、当初の計画どおり支障なく事業ができたのか、来年度予算も同規模で計上するのかとの質疑があり、支援員募集に対し応募が少なかった分については、支援員補助を募集し、賃金で対応した。30年度も同じように募集したいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員より予算書と参考資料に記載されている予算額の確認が難しい。他の自治体では詳細な予算額まで記載しているので、松前町も記載してほしいとの要望があり、予算要求のときは事業別に積算しているので、分かりにくい内容については担当課長の説明の際に補っていきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第18号松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を報告いたします。

今回の補正予算は、国庫負担金等の確定に伴い、過去に国や県より交付を受けた負担金等を返還する償還金の増額及び高額医療費共同事業拠出金等の確定に伴う減額が主なものです。

審査においては、委員より、財源等の説明についてもう少し丁寧にしてほしいとの要望がありました。

採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第19号松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料は、松前町の歳入として、その額を歳出予算で広域連合に納付することになっている。今回の補正予算の主なものは、この平成29年度の保険料収入見込みが予算額を上回るため、増額補正するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第20号松前町介護保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の主なものは、居宅介護サービス等給付費及び地域密着型介護サービス給付費を事業費増加に伴い増額する一方、地域密着型介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費は、利用者の減少による不用額を減額するものです。

審査の過程において、低所得者の施設入所に係る負担額を補足給付する特定入所者介護サービス費1,000万円の減額について質疑があり、昨年度、対象となる負担限度額認定証の発行者数325名だったのが、今年度は25名程度減少しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第21号松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、台風18号の影響で松前浄化センターを長時間稼働したことによる光熱水費のうち、不足する電力料金の増額と、入札等に伴う汚水管渠工事費の減少金を減額補正するのが主なものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告します。

以上で議案第17号から議案第21号までの報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第17号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第17号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第18号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第18号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第19号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第19号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第20号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第20号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第21号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第21号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第22号 平成30年度松前町一般会計予算(上程、委員長報告)

(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第20 議案第23号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第21 議案第24号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第22 議案第25号 平成30年度松前町介護保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第23 議案第26号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第24 議案第27号 平成30年度松前町水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第19、議案第22号平成30年度松前町一般会計予算、日程第20、議案第23号平成30年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第21、議案第24号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22、議案第25号平成30年度松前町介護保険特別会計予算、日程第23、議案第26号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計予算及び日程第24、議案第27号平成30年度松前町水道事業会計予算を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長加藤博徳議員。

○予算決算常任委員長(加藤博徳議員) 去る3月5日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第22号から議案第27号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第22号平成30年度松前町一般会計予算は、総額を100億1,398万2,000円とするもので、前年度に比べ3億188万3,000円の増となっています。

歳入予算の主なものは、町税が42億8,745万7,000円、地方交付税が12億5,000万円、国庫支出金が11億2,610万8,000円、町債が8億4,380万円です。

目的別歳出予算の主なものは、総務費が13億2,381万7,000円、民生費が39億9,532万5,000円、衛生費が8億2,014万9,000円、土木費が10億3,237万2,000円、教育費が9億3,692万9,000円です。

審査の過程において、総務部所管については、第5次松前町総合計画策定について質疑があり、総合計画の策定は2年間で予定している。第4次総合計画の検証を行うとともに、内部でできるものは職員が資料作成し、素案をつくった上で平成31年度には審議会を立ち上げ、委員に審議していただきながら、より良い計画となるように努めていく。また、委託業者の選定については、プロポーザル方式での実施を予定しているとの答弁がありました。

次に、防災行政無線について質疑があり、聞こえないという御意見が多かったことから、今回、防災行政無線の内容を携帯やスマートフォンなどでも見るができるよう、多重化による対応を進めるための経費を計上したとの答弁がありました。

それに対し、委員より、以前から各家庭で気軽に使える防災ラジオの導入について提案している、もう少し研究をお願いしたいとの意見がありました。

次に、委員より、防災整備対策として、浸水地域の消防団に小型ボートを配備してはどうかとの提案があり、現在、船外機付きの小型ボートは消防署に1隻配備しているが、状況を踏まえながら、今後検討していくとの答弁がありました。

次に、昨年度と比較して増加しているホッケー交流事業の事業費について質疑があり、昨年は2泊3日6試合だったのが、今年は3泊4日8試合に拡大し、高校生のほか、町内ホッケークラブの子どもたちも出場するとの答弁がありました。

また、委員より、選手が試合中、快適に過ごせるよう、ホッケー場の日よけ対策について提案がありました。

また、地方交付税が5,100万円の減となっており、その理由として地方消費税交付金が増加したためと言うが合点がいかないとの質疑があり、地方交付税の算定額は、町の収入額など、その自治体ごとの財政力を判断して決定している。松前町の場合、標準財政規模が60億円余りとなっており、それに応じて算出されるが、今回地方消費税の算出方法が変更され、地方に有利な算出方法となり歳入金額が増加したため、その分、地方交付税の金額が減少することとなったとの答弁がありました。

次に、財政調整基金の残高について質疑があり、平成28年度末で約7億9,000万円であったが、現時点での平成29年度末の見込みは6億9,000万円となっているとの答弁がありました。

続いて、産業建設部所管については、工場等設置奨励事業について質疑があり、地域産業の振興と雇用機会の増大を図るため、条例に基づいた対象企業への奨励金交付は、平成29年から始まり平成30年も含め5年間交付されるとの答弁がありました。

その中で、委員より、奨励金の適用を町内の中小企業に対しても適用してもらいたいとの意見がありました。

次に、幹線町道整備事業における国庫補助金について質疑があり、昨年度の補助率は最終的には16%であったが、今年度の国庫補助金額は、予算計上した事業費に対して、一般的な補助率55%を掛けて見込んだものである。4月に国から補助金の内示があるので、採択率のめどを立てて事業を推進していく。

また、町道西古泉筒井線の道路用地購入について、必要な用地購入はあと3筆残すのみで、今回計上している2,200万円で完了する見込みであるとの答弁がありました。

続いて、教育委員会所管については、松前中学校実施設計の委託料について質疑があ

り、子どもや先生方などにアンケートを行い、新校舎のプランを作成し、それを基にまちづくり課で設計委託料を積算した。防災面については、既に体育館、管理教棟、武道場などがあるため、移転は難しい。現在の場所でも避難所として機能が担保できるよう、実施設計までに議会の意見なども取り入れ、更に内容を詰めていく。一般競争入札を実施予定だが、多くの経験を持つ業者が入札に参加できるよう、条件を検討するとの答弁がありました。

委員からは、国や県の補助金を活用すべきであるとの意見が出ました。

また、多くの経験を持つ業者だけでなく町内業者にも経験を積ませ、育てるべきであるとの意見もありました。

次に、教育施設の劣化状況調査について質疑があり、文部科学省通知に基づき、平成32年度までに学校、幼稚園、給食センターの長寿命化計画を策定するため、現状調査を行う。公共施設等総合管理計画と基本的な考え方は同じだが、教育施設が先行して実施することになる。この事業に対する国からの補助金はないが、劣化部分の修繕などを行う際には、対象となる補助金がないかよく検討したいとの答弁がありました。

次に、北伊予小学校の屋上防水改修工事について質疑があり、シート防水による改修を行う。改修見込費用については、まちづくり課で積算したとの答弁がありました。

委員からは、委託業務が増えている中、町でできる設計については町で行うべきであるとの意見がありました。

次に、給食センターの設備更新についての質疑があり、給食センターには3台のスチームコンベクションがあり、1台は更新済みである。今回は残り2台を更新し、調理の効率化、給食のおいしさの向上を図る。調理業務を委託している業者には、調理機器の管理には十分注意してもらうように説明しているとの答弁がありました。

次に、特色ある学校づくり事業について質疑があり、今年度の取組に関する報告は、3月末までに取りまとめる予定である。平成30年度については、12月に行った教頭会での中間報告を基に、今年度並みに予算計上しているとの答弁がありました。

次に、学校教育指導員について質疑があり、指導員は、いじめや不登校への指導助言、教員の研修の精査など、町の教育について統一的な指導をしていただくため、教育委員会に1名配置する。以前から現職の教員を指導主事にすることを検討していたが、費用面で難しいため、教員OBを配置することとした。指導員候補としては、学校の実態をよく知る元校長を考えているとの答弁がありました。

次に、ホッケー普及促進事業について質疑があり、ホッケー公園の日本語版、英語版のパンフレットを1,000部作成する。パンフレットはホームページからダウンロードもできるようにする。また、ホッケー公園への看板を道路案内表示として設置するとの答弁がありました。

委員からは、ホッケー公園のページにつながるQRコードをいろいろなところに仕込むなど、積極的に周知できるように工夫が必要であるとの意見がありました。

続いて、保健福祉部所管については、黒田保育所の整備について質疑があり、配管を撤去し、公共下水管へ接続する。また、インターロッキングのスペースへ、保護者が送迎時のための駐車場を設置する。駐車場へは子どもたちが入らないようにフェンスを設けるとの答弁がありました。

次に、保育所、認定こども園などの施設整備について質疑があり、補助金額については、国の基準額を基に予算計上している。実際に補助の対象となる整備部分については、事業者から詳細設計が提出された後、認定主体である県と協議しながら検討していく。国が負担する交付額については、毎年度、基準額が見直されているため、変更される可能性もある。また、町内に補助金が交付されていない認定こども園があるのは、採択条件から外れていたためであるとの答弁がありました。

委員からは、補助金交付要綱の条件に合致しているか、十分確認の上、実施してほしいとの意見がありました。

次に、認定こども園等施設型給付費について質疑があり、町外の施設も含め、町内の児童が利用する10の施設に対し給付しているとの答弁がありました。

次に、社会福祉総務費補助金について質疑があり、平成29年度に解散したNPO法人への補助金が削除された。なお、平成29年度に交付した補助金については返還を受けている。NPO法人の利用者だった方については、作業所など、新たな居場所を見つけてもらっているとの答弁がありました。

次に、空き家活用支援事業について質疑があり、助成については、県補助金は条件が決まっているが、町の補助金の条件については現在研究中であるとの答弁がありました。

次に、コミュニティバスについて質疑があり、運転手は休暇時以外は毎日同じ方が担当している。運転業務者の応募が少なくなり、平成30年度からは嘱託職員ではなく伊予鉄道の正職員での賃金計算となった。そのため、運行に係る人件費が増加しているとの答弁がありました。

次に、ごみ袋について質疑があり、ごみの減量を目的として、町の可燃ごみ指定袋を有料にしている。ごみ袋の売上げは、ごみ袋作製やごみの運搬の際の費用にしているとの答弁がありました。

委員からは、他市町の状況も勘案し、ごみ袋の無料化も検討してほしいとの意見がありました。

また、廃棄物収集運搬処理について質疑があり、町全体のごみの量は減少しているが、埋立ごみの処理費用が上昇し、予算としては増加しているとの答弁がありました。

次に、健康づくり計画について質疑があり、平成29年度と30年度で中間評価を実施し、

冊子を作成する。冊子が完成したら広報などで周知していきたいとの答弁がありました。

次に、予防接種について質疑があり、定期接種は基本的には受けてもらうことを勧めている。子宮頸がんワクチンの接種については勧奨は行っておらず、希望があった場合のみ実施しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第23号平成30年度松前町国民健康保険特別会計予算は、総額を32億5,508万8,000円とするもので、前年度に比べ7億3,056万9,000円の減となっています。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税5億6,608万6,000円、県支出金23億8,014万9,000円、繰入金2億7,958万6,000円、繰越金2,500万円です。

歳出予算の主なものは、保険給付費23億6,372万5,000円、国民健康保険事業費納付金8億351万円です。

審査の過程においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第24号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、総額を4億5,333万9,000円とするもので、前年度に比べ1,729万4,000円の増となっています。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料3億1,826万円、繰入金1億2,761万4,000円です。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億299万2,000円、総務費4,245万4,000円、保健事業費714万2,000円です。

審査の過程においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第25号平成30年度松前町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定を25億9,760万9,000円、介護サービス事業勘定を879万1,000円とするものです。

前年度に比べ、保険事業勘定は4,699万円の増、介護サービス事業勘定は660万円の減となっています。

審査過程において、繰出金と繰入金との関係について質疑があり、保険事業勘定とサービス事業勘定のそれぞれにおいて予算計上しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第26号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計予算は、総額を7億7,093万5,000円とするもので、前年度に比べ1億2,573万8,000円の増となっています。

歳入予算の主なものは、使用料及び手数料1億1,491万5,000円、繰入金3億1,324万円、町債3億630万円です。

歳出予算の主なものは、建設費 3 億1,106万7,000円、公債費 3 億3,778万3,000円です。  
審査の過程においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第27号平成30年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入 4 億4,644万5,000円、収益的支出 4 億5,879万円、資本的収入 2 億2,240万4,000円、資本的支出 3 億6,224万8,000円とするものです。

審査の過程においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告します。

以上で議案第22号から議案第27号までの報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第22号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第22号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第23号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第23号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第24号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第24号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第25号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第25号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第26号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第26号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第27号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第27号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第25 議案第28号 松前町教育委員会教育長の任命について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第25、議案第28号松前町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本馬教育長、退席を願います。

[教育長 本馬 毅 退席]

○議長(八束 正) 提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第28号について提案理由を申し上げます。

松前町教育長本馬毅氏の任期が平成30年3月31日をもって満了となるため、同氏を再度任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものです。御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長(八束 正) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第28号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

[教育長 本馬 毅 着席]

○議長（八束 正） 本馬教育長より挨拶の申出がありましたので、これを認めます。  
本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは議員の皆様にご教育長再任の御同意をいただき、本当にありがとうございます。大変光栄に思います。この場に立ちますと、改めて教育長の職責の重さをひしひしと感じている次第です。これからは平成27年4月からの新教育制度、3年間の活動を振り返り、町民の皆様、これからを担う子どもたち、保護者の皆様や先生方の思いや願いをしっかりと受けとめ、開かれた教育委員会づくりと教育行政の充実のために、教育委員会職員と力を合わせて、誠心誠意取り組んでまいります。今後も議員の皆様には御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（八束 正） 本馬教育長の挨拶を終わります。

~~~~~

日程第26 議案第29号 松前町教育委員会委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第26、議案第29号松前町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第29号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会委員渡部敏夫氏の任期が平成30年3月31日をもって満了となるため、同氏を再度任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものです。御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

日程第27 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第27、議案第30号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第30号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員田中安男氏の任期が平成30年6月30日をもって満了となるため、同氏を再度推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものです。御審議の上、御意見を賜りますようお願いいたします。

○議長(八束 正) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第30号を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

日程第28 議案第31号 平成29年度松前町一般会計補正予算(第8号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第28、議案第31号平成29年度松前町一般会計補正予算第8号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第31号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。平成29年度松前町一般会計補正予算第8号は、繰越明許費の追加を行うものです。

内容につきましては、西岡福祉課長及び松岡まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） それでは、議案第31号の福祉課所管分について補足して説明いたします。

本案件は、平成29年度において、松前町の障がい者及び障がい児の状況等を踏まえ、地域の中で障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い安心して生活を送ることができるよう、第3期障害者基本計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成するため、障がい者等を対象としたアンケート調査や障がい者団体等への聞き取り、計画骨子、素案の作成及び計画書の印刷業務を委託しております。平成29年5月17日付けで契約締結し、履行期限を平成30年3月31日と定めて業務を実施してまいりましたが、計画案の取りまとめに時間を要していること、及び計画案に対するパブリックコメントを実施する必要があることから、年度内の完了が見込めなくなったため、繰越明許費の追加議案を提出させていただきます。スケジュール管理が甘く、追加議案になったことをおわび申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 続きまして、まちづくり課所管の夫婦泉改修事業について補足して御説明をいたします。

本案件は、徳丸地区などに農業用水を供給する夫婦泉の護岸が損傷し、民家に被害を及ぼすおそれがあることから、早急に対応するため、昨年12月議会において補正予算で承認をいただいた夫婦泉護岸改修詳細設計業務です。当該業務については、早急に契約を行い年度内の完成を目指しておりましたが、測量立入りの調査に時間を要し、年度内の完了が見込めなくなったため、繰越明許費の追加議案を提出させていただくものです。見込みが甘く、追加議案となったことは大変申し訳ございません。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第31号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が松前町議会委員会条例に規定する所管事項のため、閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、平成30年第1回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、平成30年度当初予算をはじめ提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に十分配慮してまいります。

さて、来月14日、15日の2日間、松前町ホッケー公園におきまして、ホッケー国際交流事業を実施いたします。ホッケーの競技力向上を図るとともにホッケーの普及促進を図り、併せて町の将来を担う国際人を育成し、異なる文化や価値観を認め合う地域社会づくりを推進するため、昨年引き続き、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州にあるホッケーの強豪クラブ、ブッシュレンジャーズの高校生男女を招へいし、伊予高校ホッケー部で構成する高校男子選抜及び高校女子選抜チームとの交流試合を行います。町民の皆様におかれましては、是非ホッケー公園で御観戦いただき、選手の皆さんに熱い声援を送ってくださいますようお願い申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、今後も町政の推進に御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八束 正） これにて平成30年松前町議会第1回定例会を閉会します。

午前11時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 加 藤 博 徳

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎